

会 議 録 目 次

平成30年第1回海田町議会定例会（第3日目）

平成30年3月8日（木）午前9時00分 開議

日程第1	一般質問	
	○住吉秀公議員	4
	○大江康子議員	23
	○岡田良訓議員	37
	○宗像啓之議員	49
	○前田勝男議員	53
日程第2	第13号議案	海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて
		61
日程第3	第14号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について
		62
日程第4	第15号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい て
		63
日程第5	第16号議案	海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定 について
		64
日程第6	第17号議案	海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
		65
日程第7	第18号議案	海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
		66
日程第8	第19号議案	平成30年度海田町一般会計予算
		67
日程第9	第20号議案	平成30年度海田町公共下水道事業特別会計予算
		67
日程第10	第21号議案	平成30年度海田町国民健康保険特別会計予算
		67
日程第11	第22号議案	平成30年度海田町介護保険特別会計予算
		67
日程第12	第23号議案	平成30年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
		67
日程第13	第24号議案	平成30年度海田町水道事業会計予算
		67

(散	会)	73
----	----------	----

平成30年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 平成30年3月6日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 3月8日 (木) 9時00分宣告 (第3日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 3番  | 富 永 やよい |
| 4番  | 大高下 光 信 | 5番  | 大 江 康 子 |
| 6番  | 兼 山 益 大 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員 (1名)

2番 竹 本 誠

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 3番  | 富 永 やよい |
| 4番  | 大高下 光 信 | 5番  | 大 江 康 子 |
| 6番  | 兼 山 益 大 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員（１名）

2番 竹 本 誠

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 西 田 祐 三 |
| 副 町 長         | 胡 家 亮 一 |
| 企 画 部 長       | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 長       | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長   | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部 長       | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次 長     | 門 前 誠 司 |
| 福 祉 保 健 部 次 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 建 設 部 次 長     | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課 長       | 山 崎 純   |
| 魅力づくり推進課長     | 宮 垣 将 司 |
| 財 政 課 長       | 吉 本 真 人 |
| 税 務 課 長       | 近 森 茂   |
| 生 活 安 全 課 長   | 脇 本 健二郎 |
| 住 民 課 長       | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長   | 新 藤 正 敏 |
| こ ど も 課 長     | 森 川 雅 枝 |
| 保健センター所長      | 森 原 知 美 |
| 建 設 課 長       | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課 長   | 早稲田 誠   |
| 会 計 管 理 者     | 中 下 義 博 |
| 教 育 長         | 田 坂 裕 一 |
| 教 育 次 長       | 石 川 直 之 |
| 学 校 教 育 課 長   | 小 林 伸 二 |
| 生 涯 学 習 課 長   | 森 原 宏 生 |
| 環境センター所長      | 岡 田 隆 弘 |



おりますので、御了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第13に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。8番、住吉議員。

○8番（住吉） おはようございます。8番議員、住吉です。今日は2項目についてお尋ねいたします。

まず初めに、ひきこもり、不登校等支援事業についてお尋ねいたします。平成28年度の町内小中学校の不登校児童生徒数は51人もおり、平成27年度の不登校率を見ますと5.2パーセントと、広島県平均の2.6パーセントを大きく上回っております。

平成29年度海田町教育委員会点検、評価報告書においても、現状を踏まえた対策が求められているのみならず、小学校での相談支援件数が少なく、児童の様子や学校との連携に課題があると指摘されております。

子ども、若者のひきこもりに関しては、実態把握がなされておらず、中学校卒業後の不登校やひきこもりに対する支援は皆無といっても過言ではなく、社会からの孤立を招いているのが実情であります。

名古屋市ではひきこもり、不登校等支援事業として子ども、若者総合相談センターを開設しております。そのセンターは子どもから40歳程度までの方を対象とした相談のワンストップサービスセンターとして開設されており、ニートやひきこもりなどの社会生活を営む上で困難を抱える子ども、若者の相談を行い、その状況に応じた支援機関へつなげております。

また、様々な困難を抱える子ども、若者を支援する官民の支援機関、団体で構築するネットワークの核となり、その中で対象となる子ども、若者の状況に応じた適切な支援が行われ、最終的には自立できるようになるまで見届ける役割を担っております。

現在の海田町におけるひきこもり、不登校支援は教育委員会と福祉保健部の連携が十分になされているとは言えず、中学卒業後は何ら支援がなされず、対象となる子どもはいわゆるブラックボックスに陥り、社会から完全に孤立しております。

それを改善するためにも子ども、若者総合相談センターを設置し、ひきこもり、不登校等支援事業を始めてはいかがでしょうか。

続きまして、学校教員の負担軽減についてお尋ねいたします。社会や経済の急速な変

化等に伴い、いじめ、不登校など生徒指導上の課題や特別な配慮を必要とする児童生徒への対応など、学校の抱える課題が複雑化、多様化している中で、保護者への対応や地域との連携など、学校に求められる役割も拡大しており、教員の多忙化が問題となっております。

平成18年度に文部科学省が実施した教員の勤務実態に関する調査によると、教員の1か月当たりの平均残業時間は、平日、休日を合わせて約42時間で、昭和41年度調査と比較して約5倍となっております。

また、OECDが平成26年6月に公表した国際教員指導環境調査の結果によると、日本の中学校教員の1週間当たりの平均勤務時間は53.9時間で、調査に参加した国、地域の平均38.3時間を大きく上回り、最も長く、教員の多忙な実態を示す結果となっております。

昨年12月22日に中央教育審議会でもとめられた学校における働き方改革に関する総合的な方策の中間まとめでは、基本的には学校以外の地方公共団体、教育委員会、保護者、地域ボランティア等担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要がない業務、教師の業務だが負担軽減が可能な業務が示され、これを踏まえて同月29日に、文部科学大臣決定として学校における働き方改革に関する緊急対策が求められました。

それに基づく平成30年度の文部科学省予算案においても、学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための環境整備として、学校指導運営体制の効果的な強化充実、教員以外の専門スタッフ、外部人材の活用、学校が担うべき業務の効率化及び精選が挙げられております。

事業改善や学校教育等に質的向上が求められる中、教員がこれまで以上に子どもたちと向き合う時間を確保するためには、業務多忙化の解消が急務であります。

以上のことを踏まえ、5点お尋ねいたします。1点目、通学路の交通安全や不審者対策は本来町民の安全確保であることから、その点検整備は町長部局が担ってはいかがでしょうか。

2点目、給食費等の学校徴収金を公会計化し、徴収、管理を町長部局が行ってはいかがでしょうか。

3点目、ボランティア等の地域との連絡調整や要望、苦情等への対応は教育委員会が対応してはいかがでしょうか。

4点目、学校行事は学校でやるべきもの、地域にお願いするべきものを明確に分けて

行ってはいかがでしょうか。

最後５点目、報告書の作成や各種調査、統計等への回答、授業準備や学習評価及び成績処理における補助的業務等は全校にフルタイム勤務のスクールサポートスタッフを配置し、担わせてはいかがでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）それでは、住吉議員の質問の２点目の２番目以降については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

ひきこもり、不登校等支援事業についての質問でございますが、海田町の平成28年度の不登校児童生徒数は小学校で10人、全体の0.6パーセント、中学校で40人、全体の5.4パーセントとなっており、全国平均や広島県平均より高い数値となっております。

教育委員会においては、今年度、不登校児童生徒への対応を行う教育相談員を1名増員し、3名体制として併せて不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を目指す適応指導教室を真田会館に移設、充実するなどの対策を進めております。

来年度は、適応指導教室指導員の勤務時間の増による開設時間の拡大、相談専用電話の設置を行い、相談機能の充実を図ることとしています。

また、支援が必要な就学前の子どもたちの状況については、福祉保健部が教育委員会を通じて学校に情報提供するなど、切れ目のない支援に努めております。

ひきこもりの方への支援については、相談をいただいた際に、広島ひきこもり相談支援センターなどの関係機関や専門員の紹介を行っております。

一方で、町全体のひきこもりの実態については、把握しきれていないのが現状でございます。まずは、教育委員会と連携し、課題を整理した上でどのような対応が必要か検討してまいります。

子ども、若者総合相談センターについては、事案が福祉保健や教育のみならず、雇用や矯正など多岐にわたることから、関係機関との連携や民間団体等も含め幅広い対応が不可欠であると考えております。

今後は先進地事例を参考にしながら、調査研究してまいります。

学校教員の負担軽減についての質問でございますが、１点目についてはこれまでもPTA要望、交通安全プログラムなどで要望が挙がった通学路の整備等について、学校、教育委員会、町長部局の関係課、警察等の関係機関で対応をしてくれております。

学校における働き方改革に関する緊急対策の中で、通学路における安全確保を効果的に行うため、地方公共団体等が中心となって学校関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築する取り組みを進めるとございますので、引き続き、通学路における交通安全確保を効果的に行うため、教育委員会や町長部局が中心となって、学校とも連携しながら危険箇所の点検、整備を行ってまいります。

今回の緊急対策の後、新たな対応方針が出れば、それを踏まえて対応してまいります。

それでは続いて、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（田坂） 住吉議員の学校教員の負担軽減についての質問に答弁いたします。

2点目の学校徴収金の公会計化につきましては、今後、国において公会計化導入に向けたガイドラインが作成されると聞いており、それらを参考に、その導入について検討を進めてまいります。

3点目のボランティア等の地域との連絡調整等について、現在、町内の小中学校では学校安全ボランティア、本の読み聞かせボランティア、授業のゲストティーチャーなど、地域のボランティアの方々に御支援をいただいております。中でも、学校安全ボランティアについては、その募集や調整等に教育委員会が主導できる部分もあることから、それらについては学校と十分協議を行い、役割の分担を進めてまいります。

4点目の学校行事について、年間計画に基づいて実施する学校行事について各校とも業務改善の観点から、その内容や方法等について随時見直しを行いながら進めております。数ある学校行事の中で、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンなど、地域との連携の下で進めている行事については、主体を学校とするか地域とするか、今後、関係機関等と十分協議し、その役割分担について検討を進めてまいります。

5点目のスクールサポートスタッフの配置について、平成29年度は県費で町内4校に教務事務支援員という名称で、授業準備等補助的業務を行うスタッフの配置を行っております。配置校からはその配置により教職員の業務改善に効果が出ていると報告を受けており、平成30年度についても配置の拡充を県に対して要望しております。

以上でございます。

○議長（桑原） 住吉議員。

○8番（住吉） 再質問に移ります。先に結構いい答弁が返ってきた学校教員の負担軽減についてから。通学路の安全点検でございますが、教育委員会、町長部局が中心となって

学校とも連携しながら、点検整備を行ってまいります。それはいいことなのですが、教育委員会から町内の通学路はここですよというデータを、建設の方に渡して、先回りして対策を練るということは十分可能なんじゃないんでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）教育委員会とそういった通学路についての情報交換はさせていただいています。その中で、建設課の方で道路パトロールの中で修繕等が必要なものについては修繕させていただいております。やはり、その中でも利用者にとって気に掛かる部分というのもございますので、そちらについては学校なり教育委員会なり、御意見を頂いて対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）実際、私、ちょこまか、ここは危ないじゃないか、何とかしてくれ、何とかしてくれと言ったら、本当に何とかしてますがね。実際、学校の先生方、負担、負担いうても、子どもと直接関わる部分に関しては思っているほど負担に感じていないんですね。文科省が3年ぐらい前に発行した学校現場における業務改善のガイドライン、これで教員の負担感率を見ましても、登下校の指導、通学路の点検の負担感率は30パーセント台なんですよ。ただ、学校の先生方にしてみりゃ、ここは危険、だけどどうしたらいいか分らないですよ。そういった部分において、海田町だったら建設、あるいは注意喚起なんかでしたら生活安全課ですね。防犯カメラ。こういったものを先回りして、予算が中々増やしてもらえんので、全部が全部すぐには、町長、予算さえあればすぐできると思うんですよ。

そういった部分もあるので、もう一度確認しますが、できる限り、先回りして要望が上がる前にやっていただくということは可能でしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）道路管理の中で、気が付いたことについては先回りをして修繕の方は心掛けておるところですが、やはり感覚的な部分で、暗さの部分であつたらどの程度明るくすればいいか、どのように対応した方が要望者の要望にかなえるかという部分もございまして、今、通学安全プログラムの中で学校の方の意見を踏まえながら、改善方法等もそこで話し合いを行っておりますので、今後もその取り組みを続けてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）続きまして、学校徴収金の公会計化でございますが、国が確かに今ガイドラインを作成しておりますが、既にもう公会計化している地方公共団体もございますよね。そういった意味におきましては海田町もガイドライン作成前に公会計化することは可能と思いますが、それがなぜできないのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）現在、先んじて公会計化を行っている自治体は、今、議員がおっしゃるとおりでございますが、たくさんのメリットがあると認識されますが、それに向けての課題や、例えばそのシステムの設定等がまだ十分情報等が把握できておりませんので、現時点では国が出すガイドラインに沿って、状況としても考えていきたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）この徴収に関する業務、小学校の先生で69パーセント、中学校の先生で66パーセントの方が負担に思われているんですよね。そのガイドラインとやらはいつ出来上がるものなのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）現時点では、まだいつガイドラインができるかという情報は入ってきておりません。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）であるならば、先んじて導入している自治体もありますから、海田町でもできるところを先回りしてやった方がよろしいんじゃないのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、実際に行っている市町の情報について、1自治体からは情報を今収集しておるところでございますので、それを基に、またガイドラインが作成されてから、その先進事例を基にしてガイドラインと合わせて考えていきたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）端的にまとめますと、ガイドラインが作成されたら海田町でも導入されるというお考えでよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）ガイドラインが策定されて、先進自治体の情報を得て、それらを

総合的に判断して、導入の是非については考えていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）ということは、現時点においてはまだ導入するしない、要はガイドラインが作成されても導入するしないはまだ答えは出さないということですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）まだ現時点では、ちょっと情報が少なすぎることもございますので、今ここではっきりとやりますと、断定的なことは申し上げられない状態でございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）国がガイドラインを作成しています。既に、先進的に導入している自治体もございます。でも、海田町はまだ分かりませんというのは、ちょっとおかしくないですか。今の答弁だと、どっちか言うたら、後ろ向きな答弁に聞こえるんです。どう考えても、ガイドラインがまずできるのを待ちます。そして、先進自治体の事例を研究します。最後に答えを出します。遅いんですよね。ガイドライン作成前に先進自治体の事例を研究し、ガイドラインが作成されたら導入するであれば、時間が掛からんと思うんですが、今の課長の答弁を聞いていると、やらないというふうに言っているように聞こえるんです。どうなんですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）今、課長の方が答弁させていただいていたのは決して後ろ向きな答弁ということではございません。議員が御指摘いただいておりますように、例えば給食費の徴収ということについて、海田町においても同じように負担を感じている教職員がおるというのも事実でございます。そちらをこの公会計化をすることによって、大きな前進になるものであるというふうには考えております。しかしながら、まだガイドラインというのが出ていない、また近隣の中で公会計化に踏み出していないというような、私たちが導入に当たって、何かの課題という自体も実は正直まだ見つけられていないのも事実でございます。

ですので、そのガイドライン又は導入されている自治体等の情報を得ながら、そちらの方を検討させていただくという意味でございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）続いて、ボランティアと地域の連絡調整に関するものですが、こちら学校

と十分協議を行い、役割分担を進めてまいります。これは何でか言うたら、決算委員会で聞いたときに、学校安全ボランティアの人数を全体把握していましたよね。ただし、実際、実働している方、どの場所でされているかというのは教育委員会が把握できていない。言い換えれば、通学路の安全そのものも俯瞰として見ていることができない。やっぱり、こういった地域との連携に関する業務の負担というのは、小中学校の先生方、50パーセント以上の方が負担に感じていますし、逆に地域から要望、苦情等への対応というのは、小中とも7割の先生方が負担に感じているんですよ。

そういった部分もございますし、こちらの方は今後学校と協議した上で、教育委員会が担っていただけると捉えてよろしいですね。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）まず今、学校の現状、学校はどういうところで困っているかというところをしっかりと学校から聴き取りを行いまして、教育委員会が担える部分については役割を分担していくことを検討していきたいと思っております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）役割を担っていくことを検討してまいりたいと考えておりますと言うたら、どうなるんか、分からんよ、日本語として。私も国語は苦手ですが、算数も駄目ですけどね。

もう一遍聞きますよ。学校と協議した上で役割の分担を進めてまいりますと、先ほど、教育長が答弁したんですよ。ところが、課長が答弁したら検討することを考えてまいりますと、後ろ向きに変わったんですけども、どちらが正しいんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）失礼しました。少し表現の方に不十分なところがありました。

学校としっかりと協議して、情報を共有した後、役割分担については検討してまいります。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）学校行事の件ですけども、ちょうどうまいこと例を挙げてもらったんですが、この空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン、私も自治会長を6年やらさせていただいていますけども、2年目ぐらいか、子ども会の役員に、昔は子ども会が自主的に毎月やりよったんでと。それが今何で学校の授業で教えんにゃいけんのよ。子どもを連れて、ちゃんと出なさいいうて出さすんですよ。それまでも、うちの自治会、あんまり人が出

よらんかったんですね。そういうふうに子ども会が出し始めて、子ども会の方は何人参加しましたという報告をさせて、それを回覧で回しだしたら、今度、未就学児とその保護者も参加しました。

いい具合に回り始メートルのに、今の学校はひまわり大橋の方に集合させて、子どもが出てこん。元の木阿弥というのものもあるし、やっぱり学校の先生方も日曜日に引率していかにゃいけん。ましてや、今、西中校区、3校合同で瀬野川の掃除をやっていますよね。地域の方が100人集まりました。ほとんど保護者の方が仕事を休んで行っていますよね。

我々も石原公園に行きましょういうても、南堀川の人間にしてみりゃ、それは一体どこにあるんかい。地域とも関係ない。それ以前に先生方もわざわざ小学校1年生の子、河川敷、瀬野川沿いに沿って、石原公園まで連れていく。また連れて帰る。子どもらはミニ遠足みたいで楽しいかもしれませんけども、先生方、朝早うに集合して打ち合わせで行きよる。負担ですよ。

ましてや、掃除などというものは地域に投げてもらえれば何ぼでも教えますよ。昔、我々はそうして教えてもらいよったんですから。私みたいな40代の自治会長でも分かつとんですから、ほとんど町内の自治会長、60代、70代なんですから、もっと分かっていますよ。その辺、子ども会経由で地域に任せりゃ、できる話なんですし。

後は、小学校ごとにあれこれ独自の行事があると思います。うちの近所の話なんですけど、西小なんか、とんど祭り、昔はPTAでやっていましたけども、保護者が少なくなつて負担になって、今、学校行事なんですよ。でも、南小校区は自治会連合会でやっていますよね。ということは、学校でやる必要はないんですよ。地域に投げりゃ。その方が子どもたちも地域の交流にもなるし、先生方もまたあれやこれやと準備したりせんでも済むし、そこまで負担に感じていないと思いますが、子どもと直接関わりますから。

ただ、少しでも本来の意味で、先生としての役割、授業の指導である、子どもの悩みを聴く、そういった時間を確保するためにもこういった検討を進めてまいりますとなっていますけども、できるところは検討ではなくて始めていただくことはできませんかね。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、議員がおっしゃった西中校区の瀬野川クリーンキャンペーンにつきましては、西中、海田小学校、海田西小学校の3校の児童会、生徒会の方から主

体的にこのようにしたいと、こういう活動をしたいというところから発生したキャンペーンであるというふうに確認しております。

ですから、児童生徒の思いというのも十分大事にしつつ、今、議員がおっしゃいました教職員の業務改善、また地域の関わり、そういったものも、こういったあり方が一番最もふさわしいかということについて、しっかり検討していきたいと考えております。

また、とんど祭りについて、学校間でPTA行事であったり、学校行事であったり、自治会で行っていたりという点でございますが、学校行事につきましては、各校それぞれ教育的な目標を持って行っております。学校行事に行った学校におきましては、とんど祭りに何らかの教育的効果を持たせて、児童生徒に、例えば文化であるとかそういったものを伝えたいというふうに考えた上でのことだと思いますので、学校行事にするか、また自治会の行事にするかというのは、学校の裁量で学校の方に今、全て任せているところでございますので、教育委員会としてもしっかりと一緒に相談に乗って進めていきたいと思っております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）教育的に、効果だ、うんだかんだと、今、答弁がありましたけども、知っとるちゅう、いうねん、本当のことを。元々PTAの活動でやりよったんですけども、もうPTAの方がしんどいけということで学校行事になったんですよ。とんどは別にしても、それならそれでいいですよ。

ただ、年に2回ある空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンに関しては、先生方が子どもを連れて行って、ひまわり大橋にどこかに集合させる必要はないんじゃないですか。瀬野川河川敷を掃除する前に、まず自分たちの近所を掃除させりゃいいだけの話でしょうが。そんなことまでわざわざ先生に教えていただかなくても、地域の人はやりますよ。何か面倒なことしよるなと思うんですよ。こういったことまで学校の先生にさせる必要があるんですかね。

挨拶運動にしても思うんですよ。本来なら保護者や、あるいは近隣のおじちゃん、おばちゃんが教えるもんですよ。我々の頃はそうでしたよ。それがどういう訳か、今頃中々そういうふうにならなくなっちゃって、学校にやっつけているんですよけども、それだと、先生方の限られている時間で教えているから、真意が伝わっていないんです。先生に言われたからやるという子が多いんですよ、今。だから、先生の前じゃ、挨拶はするけども近所じゃしない。何か話が間違った方向に進んでいるので、

元に戻します。

やっぱり、先生じゃなくてもできることはもう先生にやらせない。その方が教育的効果があるでしょう。先生が無理やり作ってやったら、先生に言われたからやるになっちゃうでしょうが。先生も本来必要な時間を削って別のことをやらなにやいけんでしょう。どんどん負担になってくるじゃないですか。

さっきも言いました、地域との連携とか苦情対応なんて、負担感率高いんですから、簡単に省けるとこ、それこそ空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンなんて、先生は関わらなくてもいいじゃないですか。まず、そこからならもう、来年度6月からすぐできると思うんですが、いかがでしょう。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）学校行事の中で、地域が担うべきものがあるんじゃないかと、教職員を応援する御提案を頂いておると、大変感謝をしております。地域と家庭と学校とがそれぞれ役割を担って三者でやっていくという形で学校教育、家庭教育、地域での教育を合わせてこれまでやってきた。その中で、少しずつ守備範囲が変わってきているということをおっしゃっておられるんだと思います。その意識を学校の方にしっかり伝えて、教員もある意味、一生懸命やっておりますので、その中で何が外せるかということは、ここまでやってきたものを急に線を引かれるというのも難しゅうございますので、まずは学校とよく話をして、こういう御意見も地域から頂いているよ、さあ、どこができるかということ、そこから取り組ませていただければというふうに思っております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）今の教育長の答弁を分かりやすくまとめると、できることはそうやって分けていきますよという答弁でよろしいですか。確認。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）学校とよく相談をして、教育的効果がどこでどういうふうにあるかということを検討した上で、できる場所はそうようにさせていただきたいと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）スクールサポートスタッフの件ですが、確かに今、町内に4校、県費で配置してもらっていますが、海田町内6校ありますよね。まず、その残り2校も来年度から、もう4月からですが、これは何とか配置してもらえんもんなんですかね。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）来年度の配置につきましては、県教委の方にも要望しているところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）回答が出てないんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）現時点ではまだ回答は頂いておりません。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）やっぱり、各種事務処理に関する負担感率が一番高いんですよ。中でも、90パーセント近いものもあります。それが何か言うたら、国からのアンケートに対する対応、教育委員会からのアンケートに対する対応。そういった部分が多いんですよ。

不登校率も関係ありますけど、我々の頃は、不登校なんてすごい珍しい話でした。当時の先生方は我々の話を聴く時間は一杯ありました。今ないですよ。うちの目の前の西小を見よっても、夜9時、10時まで職員室に電気が点いていることも多いです。子どもたちのためにも、先生方が直接子どもとは関係のない業務を引き離すことも大事なんじゃないかと思うんですよ。

そういった部分において、これ、まだ回答が出ていないと言いますが、出なかった場合、やはり来年度もこの2校はサポートスタッフがいないまま、それこそ昔だったら、僕ら事務の先生言いよりでしたが、西小でも4人ぐらいおったんですよ。そういった方々が担った業務プラス新たに増えた事務仕事をまた先生方が個人個人でやらなきゃならんのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今年度は4校配置されております。まだ2校は配置されております。来年度もし配置されていないということでしたらという御質問でしたが、今の時点で町費の方でそういったことは、配置はできる状況ではございませんが、ただ、学校の業務改善に向けて、例えば、今、調査物であったり、学校の今、先生が行っている研修であったり、そういったことで町教委として業務改善ができることについては各学校、そして校長会の方から意見を集約して、今対応して改善しているところでございますので、そういったところからの学校の先生方の負担軽減を今考えているところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）スタッフの配置について回答を待たにやいけません、町長、以前、町費で事務員さんを学校に何年間か配置していただいたことがあったかと記憶しています。私が議員になったころかな。その制度を、もう一遍復活させるのは無理でしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）現状で、職員の数というのがそこまで十分に確保されている状況にないというのは実情だろうと思います。ただ、そこら辺でほかに教育委員会の方からの要望お聴きながら、正職ではない配置であるとか、そういったもんを、また、来年度すぐという訳にはいかないかもしれませんが、そういったとも考えて、職員の配置を考えてまいりたいと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）そこに関しては、いい方向で検討してもらえたらと思います。

不登校の話の再質問に移ります。国県とも不登校率が今2.2パーセント台半ば、これが平成5年に比べて2.5倍ぐらいになっている。やっぱり、その辺は先生が子どもたちと向き合う時間が少なくなつとるのも要因じゃないかと個人的には思います。データがないんで何とも言えませんが、そういった部分もありますので、先生方の事務負担の軽減、間違いなく以前、臨時職員扱いで各校に事務員を配置していたと記憶しています。その辺も検討していただければと思います。

早速、ひきこもり、不登校の再質問でございますが、相談いただいた際に、ひきこもり相談支援センターなどの関係機関や専門医の紹介を行っておりますと言いますが、相談窓口はどこなんですかね。広報かいたの3月号を見ても、最後の方のページに悩みごと相談ごとの一覧が載っていますね。そこにも載っていない。海田町のホームページでひきこもりと文言を入れて検索しても、どこか県の西部何とかいうところの電話番号が載つとるぐらいで、後は数年前の会議録が出てくるんですよ。この議会の。ないんですよ、まず相談する窓口が、この海田町に。これは一体どこなんですかね。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）ひきこもりの方の相談につきましては、町の窓口は保健センターとなっております。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）不登校児童生徒の窓口は適応指導教室となっております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）昨日、私は町長の施政方針に対する質問で言いました。保健センター、学校教育課、分かりやすく言えば、福祉保健部であるとか教育委員会であるとか、町民の方にとってはどっちでもええんですよ。私は通告で書いております。相談のワンストップサービス。ばらばらでしょう、今の答弁を聞いていると。不登校とひきこもりを二つに分けて考えているんですよ。

海田町の不登校の場合、適応指導教室に通っている方が昨日、下岡議員の質問に対する答弁で1名でしたよね。してないか。失礼しました。学校評価の方に確かに1名と載ったような記憶があります。そのほか、教室以外の会議室に通っている子が全部で17名だったかな。約20名ですね、50名中。残りの30名、どっちに相談したらいいんですかねと思いませんか。学校にも行けない、適応指導教室にも行けないんです。今、保健センターという言葉が出ました。私はてっきりそういった子どもたちはこども課が担当かと思いました。でも、違う。

だから、私がこの子ども、若者総合相談センターを作れというのは、まず相談のワンストップサービスがないんです、この町。学校の先生方も教育委員会も一生懸命もやっているといます。保健センターも。でも、中学校を卒業したら、どうやってフォローしますか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）中学校を卒業時点で、いわゆる進路が未決定の子どもについては、教育委員会と福祉保健部局で相談なり、対応ということはございます。ただ、何らかの進路が決定した子が、その後、学校を辞めてしまうとか、そういう形であまりよくない社会に出ていけない状況になってしまったというところに関しては、いわゆるそういうひきこもりということで、相談がなければ中々対応は難しいというのが現状でございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）相談がなければ難しいと考えました、相談窓口がないもんね、まず。そりゃ、無理ですよ、部長。窓口がどこか分かんないですもん。自分で調べても分からない、今の答弁を聞いていても分からない。海田町、どういう訳だか不登校率が高いですよ。これは教育委員会を責めている訳ではないですよ。多分、おそらく以前からだと思います。長年50人前後で続いていますから。

文部科学省が調べたら、ひきこもりのうち不登校経験者54.6パーセント、今50人いる

から30名近くがひきこもりになる可能性が高いですね。全員、ここ、ひきこもり、親の会が調べたところでは、ひきこもりの開始年齢平均は20歳、中央値は17歳、その次に多いのが23歳なんです。進学、就職1年後ぐらいからひきこもる方が多いとなっています。

今の海田町の体制では、救いようがないですね。実際、私も知っている範囲内では、高校卒業して1年ぐらい経って、もう家でほとんどゲームをしている子、たまに近所のおばあちゃんちに行くぐらい。そういった子もいます。

私が言わんでも御存知だと思いますが、ひきこもりで多いのが30代、40代。私の同級生でもいます。その子は別に高校卒業まで何もなかったんですよ。町長の昨日の施政方針の中でも、データの一元化してどうのこうのとおっしゃっていましたが、データがないんです、取っていたとしても、もう1人の同級生は立ち直ったんですが、大学卒業して就職してからしばらく社会から遠ざかっていました。ということなんです。

そこに対するフォロー体制が海田町には一切ございませんよね。フォローどころか相談するところもない。今、中学校で不登校の子どもたち、適応指導教室に行っています。クラスには行けなくても会議室で授業を受けています。知っている子どもはその中で3学期からちょっとずつクラスに戻れるようになりました。でも、中学校を卒業したらこの子たち、普通に毎日高校に通える子は何人いるのでしょうか。

そういった子どもたち、あるいは若い方々、若いと言っても30代、40代、私と同じぐらいの人も多いでしょう。中には、私よりも年上でひきこもり状態の方もいらっしゃいます。そういった方々を救う手だてというのは、海田町には作る考えはないんですか。

○議長（桑原） どの部署かお答えいただいて、的確に相談窓口ワンストップサービス、これはできないかという問いなんです。福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木） 相談窓口につきまして、周知が不足しているのではないかとことで、そこについては真摯に受け止めて、今、町の中の施設では保健センターがございますが、広島県と広島市が共同で、広島県ひきこもり相談支援センターというのを中野の方に設置しておりまして、そこで具体的な活動も実施しておられます。今、議員が御指摘のワンストップで、だいたい、今すぐという部分については、まずは保健センターに御相談いただくということで周知にこれから努めていきたいというふうに考えておりますし、このような海田町におきましてはいろんな相談機関と連携しながら、しっかり支援をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）確かにひきこもり相談センター、私たち、地域支援センターというふうに聞いておりましたが、確かに中野にあります。同じものが県内に2か所あります。これは元々平成21年度からひきこもり対策推進事業として都道府県、政令指定都市にそういったセンターを設けるようになったんですね。広島県は元々市が作ったものを途中から県と合同にしました。

ただ、当時はひきこもりに関する評価、厚生労働省ね、平成22年ひきこもりの評価支援に関するガイドライン、精神医療をメインとして始メートルンですよ。ガイドラインの作成も精神科の医者の方が多いですし、それ以外も医者。そういう方々が作っているの、最近、ひきこもりに対して効果が実際出ている訪問支援ですね、ひきこもりの方がわざわざ相談窓口に行きやしませんから。相談を受けたら、スタッフが行く。それに対する、その訪問支援のゴールを精神科医療に結び付けるといふふうにしていたんですよ。それ以外にも社会復帰もありましたけどね。

確かにひきこもりの方々は五十数パーセントが何らかの精神疾患を発症していますが、決してそれが原因でひきこもりになった訳ではないですよ。ひきこもりからそっちに発症された方々もいらっしゃる。結果としてうまくいかなかったんでしょうね。

平成25年度にひきこもりサポーター養成研修事業が始まりましたよね。都道府県、政令指定都市が研修事業をやって、その派遣事業は市区町村。平成27年、生活困窮者自立支援法施行後、住み慣れた地域における包括支援、各分野が協力連携した包括支援、多職種支援、相談利用支援の窓口が市町村へ。もっとも就労支援、ニート対策の就労支援がメインですけども、住み慣れた地域でやればと思うんですよ。

何だかんだとって、この国の福祉は高齢者ばかりに向いとるなと思いますよ。高齢者地域包括支援センターありますよね。町長の施政方針にもありましたが、地域と連携してとありましたよね。何で、子ども、若者は、まだ近いとはいえ、中野で支援するんですかね。不思議に思いませんか。同じ福祉なのに。同じ町民なのに。高齢者は海田町で包括的に地域と連携して守ります。でも、不登校の子どもやあるいはひきこもりの方、特に中学校卒業された方々は、海田町にない、せいぜい電話の相談を受けるだけ。訪問支援も何もない。

ましてや、このひきこもり地域支援、中野にあるセンターで支援に行くとしても、県内に3か所にしかない支援センターですよ。マンツーマンで対応できますか。ひきこも

っている方、人間不信なので、他人が信用できないんですよ。担当者がころころ変わったら元の本阿弥。本当にそれが支援につながるとは思いますか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）ひきこもりの実態につきまして、中々家庭に隠れてしまっていて、現状が把握できていないというのは本当に実態だろうと思います。先ほど言っていたひきこもり相談支援センターにおきましては、専門職がいらっしゃるところで、従来、町としては保健センターが相談窓口になるというふうにお伝えしておりますし、町の方の訪問支援等を行っているというのは本当のところですが。ただ、ひきこもりの世帯の中で中々訪問を受け入れないという実態もあります。それから、原因が多岐に渡っていて、精神的なニーズも高いというところもありますので、町といたしましてはそういう専門機関とも連携しながら、今後、ひきこもりセンターに頼むとかいうことではなくて、連携しながらしっかり支援はしていきたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）結局、ひきこもりの方って別にずっと家におる訳じゃないですね。保護者の方が調べたら、10代の方は確かにずっと家にいる方がほとんどなんですよ。ところが、20代、30代、それ以上になってくると、家にずっといる方は3割。残りの方は自分の買い物であるとか趣味であるとか、そんなのは出られるんですよ。なぜか。人と関わらなくてもいいですよ、買い物するだけだったら。

要は、人間関係がうまく作れない方が多いんですよ。先ほど、事例に挙げた名古屋市の子ども、若者総合相談センター、これは何で私が知ったかと言うたら、12月半ばに、県で、ひきこもり、不登校対策の講演会があったんですよ。県庁で。そのときに、この所長が来られて、話を聞いたんです。

そこのスタッフ、最初に行く訪問スタッフ、専門家ではありません。募集したボランティアの方。もちろん、今、部長が答弁したように、すぐには入れてもらえなかったり、話してもらえない。それでも行って、ドア越しに、じゃ、次はいついつ来るね、また来る。それを繰り返して部屋の中に入れてもらう。でも、話し合いはしない。ずっとゲームをしておるだけ。

でも、ある日、突然、話し掛けてくる、一緒に外のゲームセンターに行ってみようか。対人関係をうまく作り直してあげるだけでいいんですよ、最初は。だから、今、事例に挙げた子、半年後には就職したそうです。

全てが全部そうじゃないと思いますけども、要は対人関係を、もう一遍作り直す練習をさせてあげればいいだけじゃないですか。精神科医療だとか、医者だ、何とか士だ、要らないじゃないですか。むしろそれを平成21年度からその専門家であってうまいこといかんかったから、こういったことになって変わったんでしょう、制度が。

実際、NPO法人とかも県内でいくつかあります、ひきこもり対策の。知っていられちゃうでしょうけどね。名古屋市も、これはNPO法人じゃないです。一般社団法人としてそういった対策をやっていた方々に業務を委託したんです。で、効果を挙げている。その方がいいじゃないですか。高齢者福祉も一緒でしょう。福祉施設を民間がやっているじゃないですか。保育所も民間でしょう。

なぜ、その中間層の不登校、ひきこもりを専門家だ、行政だって、やんなくていいじゃないですか。民間に委託したらどうですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）名古屋市も確かに民間の事業者ということで、県の方が子ども、若者の相談機関なども一覧表にしているんですけども、民間の事業者というものが多岐あります。

ただ、この地域に中々少ないというのが現状ではあります。今、いろいろ頂いた御意見につきましては、中でもしっかり今後調査研究していきたいというふうには考えているんですけども、まずはひきこもりの支援について周知が不足していたというふうには考えておりますので、相談機関についてしっかり周知はしていきたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）今すぐ、私があれこれ言っても、じゃ、作りますよ、やりますよと言わんでしょうから、あまり続けませんが。

この国は不思議な国で、20代、30代の方の死亡原因の第一が自殺。先進国の中でも異常な国です。そういった方々の調査をしたら、自殺した人のうち、相談機関に行った人は72パーセントもいる。自ら命を絶った方でも7割以上の方がちゃんと相談しているんですよ。そのうち、62パーセントが1か月以内に相談を受けている。でも、自ら命を絶ってしまう。だから、何でもいから、相談窓口を作ればいいという話でもないんですよ。

もう一遍言いますよ。もう一遍というか、元に戻りますが。なぜか、海田町は不登校

率が高い。教育委員会も一生懸命やっています、現場の先生方も一生懸命やっています、スクールカウンセラーも一生懸命やっています。気になる子のことを学校の先生に話したら、すぐこういう状況です、すぐ答えも返ってきます。だから、一生懸命やってくださってるのは分かっていますが、なぜか不登校率が高い。全国平均、県平均の倍はいる。その子たちが中学校を卒業したら、進路未決定なのはまだフォローのし甲斐、しょうもありませんが、それも限界がありますね、正直言うて。3年生の担任だった先生がフォローするいうても、その先生は今もう新しいクラスを持っているかもしれん。ひょっとしたら転勤してるかもしれん、定年なつとるかもしれん。そこも限界があるし、入学後1年、高校進学後1年経って、不登校に陥ったらもう見えないですよ。まず、そこも助けにやあかん。さっき言った20代、30代、40代のひきこもりの方も助けにやならん。

もう一度お伺いします。再度また最初の質問に戻りますが、今言った中学卒業後からあるいは40代の方々、その家族の方が相談しようとしたら、保健センターなんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）本町におきましては、ひきこもり等の相談につきましては、保健センターが担当しておりますので、保健センターの方にまずは御相談いただくという形で周知に努めていきたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）最後に町長のお考えをお伺いしましょう。今、ざっと話したとおりでございます。ひきこもりも多種多彩です。理由も。今、保健センターがという答弁がございましたが、答えるまでに時間が掛かったから、ちょっと怪しいかなという気もします。教育の部分もあるし、福祉の部分もあるし。

町長も議員のとき、役場の窓口に関してはワンストップサービスの一般質問をされていたような記憶があるんです。記憶違いかもしれませんがね。そういったワンストップサービスということに関しては、私より町長の方がお詳しいと思います。それを子どもの分野、若い方々のために今後作っていただく訳にいきませんか。相談のワンストップサービス。

今、ネウボラ、確かにありますが、あれは就学前までですね、メインは。就学したら教育委員会に移ります。でも、中学校を卒業したらもうないんですよ。あるいは在学中であっても適応指導教室にも行けない、学校の会議室にも行けないとなってくると、もう福祉の分野ですね、本来は。

でも、ないんですよ。高齢者ワンストップサービスで地域包括支援センターという相談窓口があるにもかかわらず、子どもと若者はないんですよ、どこにも。

平成29年で新生児が350人も生まれた町です。これから、子どもが一杯増えていきます。10年後、20年後、社会情勢がどうなっているか分かりません。景気が悪くなるかもしれない。こんな中におきまして、子どもたち、若い人たちが相談する窓口がないんですよ。町長、助けてあげることはできないんでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今のネウボラの話からデータベースの話をさせていただいていると思います、施政方針ですね。今、そこに取っ掛かってきている現状でございます。実際のそういう個別的な歩みが継続して集計できていない、それにおいて対応していくというのがやはり基本だというふうに思います。これは国際的な動きの中にもそういうふうな形のものがありますし、国も現在、そういう形で動いてきていると思います。

当然、それを受けて、広島県もそのような形の対応をしてきていると思います。その中に、我々の海田町においては今、保健センターの方でその窓口を開いていると。その連携をきちっと今からデータを蓄積しながら連携プレーをしていくというのが大事なことであるというふうに思いますし、今、現状の打破、要するに中にぽっかり穴が空いているような現状があるという御指摘でございますので、そういったところをやはり県、国等も含めながら、しっかり情報を入手しながら、それら連携をしっかり強固にしながら、総合的に施策等を今から考えていくという状況でございますので、議員、御指摘のところはしっかりと受け止めて、今後、支援等を進めてまいりたいと思います。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）5番、大江です。今日は大きく2点に分けて質問させていただきます。

一つ目、図書館利用の促進を図るためには。昨年10月、愛知県一宮市の一宮市立図書館の視察に行きました。一宮市の人口約38万6,000人、施設の延べ面積6,700平方メートル、収蔵可能冊数は60万点、蔵書冊数は55.2万点と、蔵書冊数は我が町の約4倍でした。

駅構内の7階建ての複合施設で5階から7階までを図書館に活用、フロアごとに対象者の蔵書や設備を整えていました。例えば、5階は絵本、紙芝居、児童書を中心に親子が楽しめる空間となっていて、6階は一般利用者が出入りするメインフロアで、一般書、視聴覚資料、新聞雑誌などがあり、大活字本・点字本コーナーや10代に読んでほしいティーンズコーナーや新聞・雑誌コーナーがありました。7階は一般書、参考書、郷土資

料などがあるフロアで、研究や調査にビジネス支援コーナー、せんいコーナーなどがありました。

また、平成29年1月より、電子図書の運用を開始していました。自宅から本を借りることができ、パソコンやスマートフォンでも閲覧可能で、現在1,500冊あり、貸し出しは今のところ3,000件だそうです。まだコンテンツが充実しておらず、小説物も古いものが多く、人気があるのは旅行地図が多く、貸し出しが2週間とのことで、旅行中、活用する人が多いと聞きました。

また、たくさんの人に本に親しんでもらえるように、ほたるという名の移動図書館を走らせていました。1日3か所を回るので巡回は1か月に1回、貸し出しは1か月となっています。

一宮市の図書館はあらゆる年齢層や障がいのある人にも利用できる施設設備を施していました。会館を利用した読書や学習にビジネスに、またパソコンやDVDを見ている人など、多種多様でした。

あらゆる年齢層に対応した資料、設備であっても、貸し出し数が増えないのが悩みのようです。図書館使用に1時間しか車が止められないのも要因だと聞きました。

我が町も、平成14年4月、子ども読書優秀実践図書館で文部科学大臣賞や、平成24年12月、全国優良読書グループ、同じく24年12月、学校訪問お話し会が第41回広島県読書推進協議会奨励賞、平成29年2月、ももたろうくんのおはなし会が平成28年度広島県教育賞受賞、平成29年4月、子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣賞受賞など、図書館活動に対して数々を受賞してきましたが、貸し出し冊数は一向に増えていません。わずかに増えてはいるものの、学校単位での増に過ぎません。

図書館運営の目的に住民が心豊かな生活を実現することができるよう、知の拠点として快適な読書環境を整え、住民の生涯学習や文化、教育、社会活動などの進展に寄与するとあります。

その中で、28年度目標の一つに、前年度に実施した利用アンケートでは把握できなかった内容等について、再度、利用者アンケートをし、今後の図書館運営に活かすとありました。優先的に行うべきサービスとして挙げられ、今後の図書館運営に参考となる事項について把握することができたと記載されています。

平成28年度対象の図書館運営事業の評価の中のアンケート調査では、1位が資料の充実38.1パーセント、2位が中高生向けのサービス14.9パーセント、3位が情報提供9.8

パーセント、4位が施設整備の充実9.3パーセント、5位が高齢者向けサービスとなっています。

そこで問います。資料の充実、中高校生向けのサービス、情報提供、施設設備の充実、高齢者向けサービス、以上5点について、28年度アンケートを基にどのように取り組んだか、取り組み状況をお聞かせください。

大きく2点目、地域公共交通会議の開催について。地域公共交通会議を傍聴して驚いたのは、議題は三迫延伸による新バス停の乗降者の解析で、12年経っても運行されていない非カバー地域の解決策には触れずじまいでした。循環バスの運行時間、1時間内での対策を話し合っていました、それには現在運行している路線での話でした。

会議は約1時間半余りで終了。聞くとところによると、年に2回ほどだと聞いています。これではいつまで経っても進展の兆しは見られません。

そこで質問します。この会議は必要を要したときは、回数は限らずに開催できるのですか。2点目、議題については町が示してそれを話し合うのですか。3点目、事前に学識経験を有する委員と打ち合わせはしていないのですか。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大江議員の質問の1点目については教育委員会から、2点目については私から答弁いたします。

地域公共交通会議の開催についての質問でございますが、1点目については地域公共交通会議について、開催時期や回数等に規定や制約はございません。地域交通としての協議事項及び合意事項が必要な場合に適宜開催するものでございます。

2点目については、開催目的に応じて町が議題をお示ししております。

3点目については、今回資料を作成する上で、公共交通の専門家である学識経験者に専門的見地から御意見をお伺いしております。

それでは、1点目については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）大江議員の質問に答弁いたします。

海田町立図書館ではサービス向上のため、平成27年度に続き、平成28年度にも利用者アンケートを実施いたしました。アンケートの結果を踏まえたサービスの充実のための取組といたしまして、1番目の資料の充実につきましては、利用者からのリクエストに

できる限り応え、図書館として幅広い分野の資料の整備を進めております。

2 番目の中高生向けサービスにつきましては、ヤングアダルトコーナーを設置し、読み継がれてきた資料や進学、職業に関する資料を配列したり、中学校の国語の教科書で紹介されている本を紹介するコーナーを設置したりするなどの工夫を行っております。

3 番目の情報提供につきましては、町の広報紙やホームページ、館内掲示、館内外でのチラシの配付により、図書館の行事やお知らせなどについて情報提供を行っております。

4 番目の施設整備の充実につきましては、適宜、施設修繕等を行い、快適な施設環境を提供することができるよう努めております。

5 番目の高齢者向けサービスにつきましては、有意義に図書館を利用いただけるよう、大活字本、朗読CD、落語CDなどの資料の貸し出しを行っております。

今後とも、利用者の声に耳を傾け、利用者の期待に応える図書館運営に取り組んでまいります。

○議長（桑原）大江議員。

○5 番（大江）図書館利用の1 番目の資料の充実ですけれども、これは利用者からのリクエストにできる限り応え、幅広い分野の資料の整備を進めたと書いておりますが、ここに今までの予算がありますけれども、平成27年度には予算として資料費として932万7,000円、それからずっと段々下がってきて、現在、今、平成29年度は資料費で556万9,000円となっています。これはもう既に400万近くの資料費の削減がなされています。これで、本当にリクエストに応じてという本が果たして住民に対しての準備ができるものかどうか、そこをお尋ねします。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）リクエストにつきましては、平成29年でありましたら、153件のリクエストにつきまして148冊のリクエストに応えられておりまして、ほぼリクエストには応えられているものと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5 番（大江）資料の充実にはこのリクエストとありますけれども、資料の中に視聴覚資料費というのが平成22年度から全くゼロになっています。ということは、全部のリクエストに応じると言っても、古いものがあれば住民はそこではリクエストはしないし、本だけではなく、この視聴覚教材もやはりこれは十分に備える必要があると思うのですが、

これが22年度からは予算としてはゼロで購入していないということになっていますが、これはどのようにお考えですか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）視聴覚資料につきましては、利用実績の方が平成27年度の実績ではございますが、1日当たりCDが0.1人、DVDが2.5人、こういう実績がございます。それと、平成28年に機器の方が故障しておりまして、使えない状況にありますので、現在は今の状況で館運営の方をさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）これは施設設備と関係するんですけども、28年に機械が故障して使えないで、それでそのままにしていれば、正直言って、図書館の中でそのCDを聞いたり、DVDを見たりしながら、これを借りようかなというふうな促進につながると思うんですが、機械が故障してしましたら、家庭にDVDのない方、CDが聴けない方、いろいろあると思うんですが、そういうものに対しての対応として、これはやはり3番の設備に行くんですけども、設備機能としてすぐにこれは準備をするべきじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）先ほども申しましたが、現在の利用実績から考えると低いものと思っております。今後は必要性を勘案しまして、導入について検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）中高生向けのサービスについてコーナーを準備と書いていますが、確かこれも議会の方からインターネットのできるパソコンの準備をしてくださいとなっていたと思います。その分は、中高生向けにインターネットを使いながら自分たちで検索するというものの要望があったと思いますが、このサービスについてはどうお考えですか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）こちらについては、新年度予算で予算要求の方をさせていただいているところでございます。

○議長（桑原）5番、大江議員。

○5番（大江）それから、中高生向けのサービスと言いましたら、今の資料もありますけど、2階の方に学習室がありますが、その学習室も結構時間が限られていまして、利用

できる時間帯というのは、学校から帰ってきたら、もう行ける時間帯ではありません。ですから、中高生向けにもっとサービスするものであるならば、そこの利用をもう少し時間を延長するとか、幅広く考えて、本当に学校から帰って、ちょっと図書館に行ってくるよというような時間帯に決められることはできませんでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）現在、学習指導室の使用時間は火曜日から金曜日が17時半、土日が16時となっております。今後につきましては、使用状況を勘案して検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）3番目の情報提供ですけれども、町の広報紙やホームページと書いています。町の広報紙を見まして、ずっと図書館のところを全部見たんですけども、図書館の行事とももたろうの会のお話の、そういう日程が入って、後は講演とか何か講座みたいなものがありますということで入っていますが、いまいち、この図書館が同じパターンで魅力のある、目を引き付けるというんですかね、そういうものが見受けられないんですよ。そして、新刊が入ったときに、そのときは新刊が入りましたよとあるかも分かりませんが、ちょっと半年ばかりの広報をたぐってみましてけども、全くそういう情報ありません。ですから、本の好きな方は新刊、何と何の本が入ったとなれば図書館に行ってみようかとかなりますが、インターネットの方ではちゃんとホームページでは新刊の報告があります。

でも、この広報には新刊の本の名前、それからちょっとした、どんな内容ですよというものをすると、もっとこの広報を見て、図書館に足を向けるのではないかと思うんですが、その広報のあり方もどうでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）必ずしも皆さんがインターネットを見れる環境ではないということは、こちらでも把握しておりますので、広報紙等に向けて充実しなくてはいけないというふうに考えております。しかしながら、多くの面を割ける訳ではないので、その中身についての精選についてこれから検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）海田町は蔵書としてかなりたくさんあるんですが、熊野町とか坂には、結構設備がすごく重視されているんですね。熊野町では自動貸出機、それから移動図書館、

こぐま移動図書館、それから検索用コンピュータ2台。ホームページから蔵書検索予約、これは我が町もできます。それから、視覚障がいのある方、これは朗読だけではなくて対面朗読です。拡大読書器も備えています。それから筆談にも応じますとあります。それから、図書館へ来られない方のために、郵送や本やCDなどを貸し出ししますと。このようにかなりいろんな年齢層、障がいのある方、いろんな方に対しての配慮を随分図書館でされています。

その点、まだ海田は、蔵書は多いんですが、それもちょっと古くなっています資源もあまりありません。自動貸出機也没有。だから、こういう設備の面において、かなり海田町は劣っているのではないかとと思われるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）例えば、移動図書館というところとも言われたと思います。海田町におきましては、町立図書館だけではなく、両公民館やふるさと館、ひまわりプラザ等でも貸し出しができる。コンパクトな町ということで、そちらの方は現在行われておりません。また、高齢者向けサービス、イコールではないかもしれませんが、例えば身体障がいや高齢等で来館でできない方に向けての宅配サービスであるとか、館内の車椅子の設置、また活字の文章で読み上げる等の読書器の設置はこちらの方でもサービスを提供させていただいているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）そのサービスは図書館の要覧の中に書いてありますが、今の図書館の状態で、聴くとしたらどこで聴くんですか。その機械も故障していますよね。だから、要は朗読CDの、そういうふうなものを用意していますと言われますけども、機械自体が故障しているのにどこで聴くんですか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）読み上げ機器につきましては、カウンターの裏の場所に設置しております、ヘッドホンを着けて聴くようなものを用意しております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）図書の促進を図るためには、今、5点の充実、情報提供、施設整備、高齢者向けサービスとありましたが、これ以外に職員の仕事の軽減というもの、これは図書館利用の促進につながるのではないかと思います。要は、職員が本の整理をするために四、五日休んでその整理をする日数、その間、図書館が閉まっている訳です。

現在、大阪の八尾市では、ＩＣタグに対応した図書館システム導入で、貸し出し点数が倍増、今現在８万点に増加と書いています。カウンター業務、蔵書点検作業も大幅効率化とあります。

今、海田町で、要は本の点検整理をするときに、バーコードリーダーを使って、１冊ずつ後ろの本のバーコードを読み取って、それを今度はパソコンに入力して、それですみますので、全部の本を１冊ずつそういう作業をやって行います。でも、このＩＣタグを利用したものであると、アンテナをかざすだけで一度にまとまった数の図書点検ができる訳です。

そうすると、その空いた時間を図書館の運営の方に時間を労するということができます。そうすると、これは図書館の利用促進にもつながると思うんですけども、こういったものを今から先導入しようというお考えはないでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）確かにＩＣタグというものは、議員おっしゃるとおり、有効なものでございます。しかしながら、高額なものでございますので、今後図書館のあり方を考えるところで検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○５番（大江）図書館ができたのが昭和60年ですから、もう33年経っています。将来的に向けて、やはりそれは考えて、少しでも職員の労力的なものの軽減をして、それを住民の利用の方の促進に回せれたらと思います。

もう一つは、今、図書館の中で、一つの部屋、開かずの間じゃないんですけども、じゅうたんを敷いて、年間何回かしか使われない部屋があります。この部屋をもっと住民に開放して使えるようにしたら、もっとこの図書館利用者が増えるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）おっしゃられているのは、２階の会議室のことだと思われます。

こちらにつきましては、図書館条例によりまして、図書館の設置目的以外にも地域の会合に使用することのできるものは現在学習情報室となっておりまして、今のところはそこで使用することはできないようになっております。

○議長（桑原）大江議員。

○５番（大江）条例を改正して、その部屋にじゅうたんを敷いて、本当にほとんど使われ

ていないんですよ。図書館の利用促進するんでしたら、その部屋も開放して、住民にその中でDVD見るとか、そういうような活用をするとか、部屋を活用したらいかがでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）こちらにつきましても、今後、図書館のあり方を考える中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）心配なのは、2階に上がると、目が行き届かないという点があるんだろうとは思いますが、その場合、学習指導室とその部屋にモニターを置いて、下で状況が見られるというふうにすれば、完全に下にいて、職員が少なくても把握ができるというふうになります。そのような方法もあると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）今、課長が答弁させていただいたとおり、現状の条例等の中では、今の段階ではお貸しすることはできないということがあります。ただ、それは未来永劫そうなるというものではありません。こちらを検討させていただく中で、学習室の開放時間を17時30分と定めているのは、例えば子どもたちの生徒指導上の問題であるとかいうことを考えてなくてはいけないということもございます。また、2階の部屋を個室にしようということになりますと、先ほど議員がおっしゃったような、例えばモニターであるとかカメラということも同時に考えなくてはなりません。

今後の図書館の充実した運営に向けて、トータル的に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今の学習指導室の話が出たんですけど、5時半といえ、今、子どもたちが学校の授業が終わって、家に帰り着いて、かばんを降ろした、ちょっと休憩かなというような時間帯になるんですよね。そうすると、火曜から金曜までここを利用にしていますけども、実際的に使えるといたら、冬休み、夏休み、そのあたりぐらいではないかなと思うんですが、ここはもう少し、例えば親が同伴であればいいとか、その安全性を確かめる上でもう少し延長するというお考えはないですか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）現在のこちらの部屋の使用状況なんですが、実際、クラブ活動で

ありますとか入塾の関係であまり使われていないのが現状でございますが、今後、議員がおっしゃるところも含めまして検討してまいりたいと考えます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）飛び飛びで申し訳ありません。施設設備の充実のところで、インターネット上にありましたけども、利用者が多いと思われるのに、見合った椅子やテーブルが少ない印象があるとなっております。やはり、そこはもう少し周りを見て、本当に椅子が何脚ぐらいで、そこ座ってしまうと、後が座れない。もう一つの方に行けばいいといえはそうかも分かりませんが、やっぱり大きな所は皆さんそれぞれ新聞コーナーとか、ティーンズコーナーとか、コーナーごとに本を寄せ集めて、そこで座るような体制でやっています。今のところは、大きな所で椅子が何ぽかあって、本を持って好きなところで読むという形になってはいますが、コーナーを設けながら、そういう所で、コーナーの所で本を読むという体制づくりもいるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）町立図書館の敷地の延床から考えると、いろんな何々コーナーを設けていくというのが現実的には非常に難しいかなというふうには思っています。それが可能であるほど、大きいものであればいいんですけども、そのところを協力しながら、またそちらの閲覧部分を増やしますと、当然、書庫部分、本の部分がまた減っていったりという部分もありますので、今のところにつきましては、そういう読むスペースが少ないという声大きな声としては頂いておりません。今、現状を把握する中で、ベストじゃないかもしれませんが、いい配分の中で行われているものというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）ここでちょっとお尋ねしますが、図書館の資料費の計算は、やはり一般会計のお金に換算して計算されていくんでしょうか。例えば、一般会計に8.6パーセントを掛けて、それが全体の教育費で、それに更に5.6パーセント掛けたのが図書館の総額。それに12パーセント掛けたのが資料費となっています。29年度は。

今、県内公共図書館の現状で公共図書館調査表の中、29年度4月の分には海田町は人口1人当たりの資料費、17番目です。187.9円です。熊野町はトップで1人当たり444.3円です。このようにして、海田町はこの資料費、人口1人当たりの予算がかなり少ないんですよ。というのが、先ほど言ったように、17年度から29年度にかけて約400万近

くその資料費が下がっているという現状です。

だから、リクエストがあるからといってリクエストだけではなくて、ほかにも資料として買うものがあると思うんですが、その資料費の増を考えてみるお考えはないでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）資料費の増についての御質問だと思います。多く頂ければそれは大変ありがたいことではございますが、やはり、そこ、与えられた予算の中で住民さんのリクエストにできるだけ可能な限り応えるように資料の精選をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）図書館の方で、この度はもう少し下さいよというときに、この計算みたいなものを排除して、少し増量ということは、それは難しいということでしょうか

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）資料費につきましては、その計算方法に加えて、昨年度の資料費との比較、計上からの増減というところを考えておるところでございます。その与えられた中で、繰り返しの答弁になりますけれども、住民にええられるような資料提供を進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）海田町の図書館は、いろんな賞状をもらっていますけども、文部大臣賞、これ全てボランティアの方の読み聞かせでもらっている表彰が多いと思います。ここで、公共図書館の調査表で海田町がどういう状態であるかということを知っていただければと思って申し上げます。

海田町は個人貸し出し冊数が1人当たり11番目で、4.9冊です。登録率は18番目です。22市町の中の18番目で41.1パーセントです。それから、年間購入冊数、人口100人当たり11.2冊で11番です。蔵書冊数は人口1人当たり4.3冊で13番目です。ですから、確かに図書館は活動しているように見えますが、この広島県内ではかなり下の方だということを認識していただければと思います。

公共交通についての質問でございます。開催時期は回数などに規定や制約はございませんとあります。でも、今までの回数お聴きましたところ、大体、年2回ぐらいしか行っていないと聞いておりますが、その点はどの程度の回数で今まで展開されてきたんで

しょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）本町の地域公共交通会議につきましては、平成22年に設置され、その年度に2回、それから平成28年度に1回、平成29年度はこの2月に1回開催しております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）そうなりますと、平成22年度から平成29年度までにこの交通会議って4回しか開かれていないんでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）おっしゃるとおりでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）ということは、今の地域公共交通会議とかで非カバー地域という話も出てますけども、こういう協議事項が海田町の執行部において、これは非カバー地域の話とかはもう重要でないというふうにお考えになって、この回数の会議なんでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）これまでも非カバー地域への延伸であるとかそういったところについては、たくさんの一般質問の中でお答えをさせていただいてきたと思います。昨年度は三迫延伸という具体的な地域公共交通会議の場において合意形成を図る必要事項が生じたので、昨年度は行いました。

それから、今年度は三迫延伸の検証を行うということを昨年度の地域公共交通会議の場でお約束をしておりましたので開催したと。

それから、議題をもう一つ今回上げさせていただいておりまして、今後の循環バスの方向性についての意見交換、特にルート見直しの検討スケジュールについてということで議題を提案させていただいておりまして、非カバー地区を含む町全体の案件、包括化案件ということで御意見を伺うような議題をお示ししております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）開催目的に応じて、町が議題を示しております、それから資料を作成する上で公共交通の専門家である学識経験者に専門的見地から御意見を伺う、資料を作成する上でと書いていますけど、この学識経験者に伺うとありますが、これは何人の学識経験者にこの意見を伺った上で資料作成をされているんでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）大学の准教授の方にいろいろな方面で他の市町での公共交通の委員をされていることから、資料の作成のポイントであるとか、重要なまとめ方等についてお聴きしました。それ以外にも中国運輸局なども他の地域公共交通会議の委員として多く出られておりますので、資料作成の上でのポイント等をお聴きしております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今、大学や教授やら運輸局にお聴きしたということですが、この間の2月の交通会議に私は傍聴しましたけども、学識経験者の方が2月の前の、前回の会議において、もうありきという内容だったということで、異常に腹立ちをされていました。そして、またこの会議のときにもあんまり受け付けないというような態度がこちらにはすごく見られたんですけども、本当にこれで学識経験者と資料を作るときに話をされているのか、そのときに学識経験者は非カバー地域はどうなっているんだという話もちらっと出たんですけども、そういうものがもっと事前に打ち合わせができなかったのかというのが疑問なんですけど、どうでしょう。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）いろいろ学識の方に資料作成の上で御意見を伺ったところでございます。ただ、それはこういう方向で行くから了解をしてくれと、会議の前に説得に行った訳ではございません。あくまでも学識としての御意見もあろうかと思いますが、町として資料を作成するスタンスもございます。そこについて少し、100パーセント合致しないところがあったんだろうと思います。そういったところで、学識の見地から厳しい意見を頂いたものと、そういうふうに思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今まで何度か非カバー地域とかそういうので質問をしたときに、地域公共交通会議がありますから、そこでということは何度も聞いております。そこで検討しますと言いながら、会議は4回しか開かれていないんです。この17年度から始まって約12年間ですよ。その間にたった4回しか会議がないんです。しかも、その会議に出席したら、何、この会議というようなイメージが強くて、運行時間が1時間以内に収まる、収まらない、ここが減った、ここに乗降者が減ってこっちが増えたと、そういう話で、もっと会議にける課題があるんじゃないかと思いました。だから、執行部において、この非カバー地域とかそういうものは課題に上らないのかと、大事に思っていないのか

というふうに随分感じたんですけども、今度、5月に行われるという会議においては、これは確実にそれを議題として出すのでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）12月の質問でも答弁させていただきましたが、町としてはこの循環バスの全体的な見直しをさせていただきたいと御答弁させていただいたと思っております。あくまでも個別の非カバー地区を含むそれだけの1本の議題という訳ではなく、個別の非カバー地区を含む全体的な海田町の今のふれあいバスをどうしていくかというのを検討する中で、そういった議題を出させていただきたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）よその市町は順応性で、それこそ坂なんかは何年経っても全然進展がないというんではなくて、やはり住民側に立って、即対応していつています。それが海田町のは12年の間に4回しか会議がない。しかも、この度の広大の先生ですか、資源はどうなっていますかと、だから、お金をけちってこれでやれといったって無理ですよって。

だから、そこは町長がどこまでの範囲内のお金でどういうふうにするというものはある程度打ち出さないと、今の地域公共交通会議はあってもそれは進展がないんじゃないかと思われるんですが、その点、町長にお尋ねしたいんですが、この地域公共交通会議において、今、町が負担している予算、それをもうちょっと増額して、もう少しいろんな方法で検討ができないかというような方向性で話ができるように進めていく考えはございませんか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）地域公共交通会議、あるいは地域公共交通をどのように充実させていくかという観点からのお尋ねだと思います。先般の会議の内容について、あまり意味がないのではないかという印象を持たれているようですけれども、やはり最終的にはバスを運行していくんですね。現実的にそれができるものなのかできないものなのかというのはございますから、運行状況等のデータ等も検証しながら、それを検討していかなければいけないということがあるということは御理解をいただきたいと。それからまた、地域公共交通会議の場でいろいろ御議論いただいて、議員も御指摘のように、住民の方の御意見も大事だと思うんですけども、そういったものもお聴きしながら、議論していくことで、その後の手続というのが反映できるといったようなメリットもございますので、地域公共交通会議で丁寧な議論をしていくということについての御理解はいただきました。

と思います。

資源の投入というお話はございましたけれども、これについては、要は先に効果とかそういったことを全く考えずに、先にお金を幾ら出して幾ら出さないという判断は非常に難しいと思います。

ですから、御指摘がありました非カバー地区の対応等につきましても、様々な方法があると思いますけれども、こういった対応方法があるのかといったようなことも検討しながら、一番費用対効果の高いものというものを選択していくという順番になると思います。そういう考え方で進めていきたいと思っておりますので、御理解ください。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今の交通会議は、循環バスと普通の芸陽バス、路線バスですね、その兼ね合いでとずっとおっしゃっていますけども、この間の資料の中には新庁舎ができると、今度はあっちの路線の話もちょっと載っていました。

ですが、臨機応変にそれができるまでって、かなりの年数を要します。ですから、それはそのときそのときの対応で、この場合はこうで、まして非カバー地域では今の循環バスが入らない訳ですから、頭からそれは分かり切ったことなので、そういうところも執行部が提案をして、そしてその上で今度は予算的なものは町長の判断を仰いで、それをしないと、昔1,800万の補助だったのが今1,500万か300万ですかね。だから、車が終わったということで、今それだけ少なくはなっていますが、やはりそのところの兼ね合いを、鶏が先か卵が先じゃないんですけど、しっかりと公共交通会議に臨んでほしいと思います。

以上、終わります。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は11時。

~~~~~○~~~~~

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。11番、岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。4点について質問いたします。

まず、入学準備金の入学前支給について。今、全国で今年の春から小学校で4割、中

学校は約半数の自治体で就学援助の入学準備金が入学前に支給されています。お金のことを心配しないで学校に通えるよう、必要な人に必要なときに支給することが大切です。

義務教育は無償とした憲法25条を実質化したもので、教育基本法や学校教育法に定められた権利であり、基準を満たせば誰でも受けられなければなりません。就学援助が受けられるのは生活保護が必要な要保護世帯と、これに準ずる市町村が定める準要保護世帯となっていますが、海田町の場合、目安となる所得基準は生活保護基準の1.1倍となっています。

生活保護基準の1.1倍という目安は他の市町と比べるとどうなっているのか、文科省の平成27年度の全国調査によると、最も多いのが1.21倍から1.3倍で626自治体、全体の35パーセントを占めております。

海田町と同じ1.1倍以下の自治体は206自治体で全体の11.1パーセントです。広島県の23市町の中で、海田町と同じように生活保護基準に一定の係数を掛ける方法で準要保護の基準を作っている自治体は、23市町の中で14市町です。その中で、海田町と同じ1.1倍の自治体は3町だけです。

海田町の小中学校の要保護、準要保護の人数と補助率、児童生徒数は何人でしょうか。準要保護基準を生活保護基準の1.3倍、1.4倍に拡大できないのかお尋ねをいたします。

広島県でも小中学校の入学準備金を7市1町で2018年度から入学前に支給をし、2市2町で中学校のみ2018年度から支給します。海田町でも経済的に困難な世帯の子どもへの支援として小中学校入学時に支給をする入学準備金、小学校で4万600円、中学校で4万7,400円を入学前に支給すべきだと思いますが、見解をお尋ねいたします。

防犯カメラの増設について。海田町も交差点や地下歩道の出入り口などを中心に防犯カメラが多数設置され、防犯カメラ作動中の垂れ幕も取り付けられて、安心、安全なまちづくりに役立っていると思います。

近年、宅地開発で住宅が増え、それに伴い、子どもたちも増えています。そうした地域では通学路などを中心に、防犯カメラを増設してほしいとの要望が出ています。自治会やPTAが学校ボランティアの見守りの人たちと協議をして、防犯カメラの設置場所を決めて取り付けるべきだと思いますが、見解をお尋ねいたします。

町道6号線のバイパスについて。西岡田橋から三迫三丁目の西中央橋までの間のバイパス工事が行われて完成したのが2011年12月26日で、それから既に6年以上経過をしていますが、三迫二丁目の芸陽バス、三迫二丁目のバス停付近までの開通予定はどのよう

な計画になっているのかお尋ねをいたします。

4 番目に子ども食堂の開設について。朝御飯抜きで学校に来て、昼の給食まで体力が持たず、貧血を起こし、午前中は保健室で過ごし、保健室の常連になっている、授業がまともに受けられないということは学力の低下に通じます。その子どもたちに朝食の実態を調べると、朝食抜きが多く、先生が見るに見かねて、保健室にパンと牛乳を用意して食べさせる。また、地域でもそうした実態を憂い、地域のお母さんたちが子どもの貧困解消のために子ども食堂を立ち上げるなど、取り組みが今全国的に進んでいます。

全国的に見て、朝御飯をちゃんと食べている子とそうでない子とでは、学力に差が出ているとも言われています。

広島県としても力を入れております。実態を調査して、場所の提供などをすべきではないかお尋ねをいたします。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）岡田議員の質問の1点については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

防犯カメラの増設についての質問でございますが、現在の防犯カメラは警察と協議の上、犯罪が発生した場合の逃走経路として利用されやすい主要道路、交差点など、53か所に設置しています。自治会要望やPTA要望のあった箇所についてはカメラの設置の際、参考にさせていただいております。防犯カメラはこれまでの整備で町内一円に配置し、一定の整備ができているものと考えておりますが、今後、町内の道路整備や公共施設、民間施設の建設等に伴う状況の変化があれば、増設について検討する必要があると考えております。その際、設置箇所については警察との協議を行ってまいります。

町道6号線バイパスについての質問でございますが、関係地権者の方々に事業の説明や事業への協力をお願いしているところですが、一部地権者の方の協力が得られていない状況があり、開通予定の目途は立っておりません。引き続き、町道6号線バイパスの必要性や利便性などを説明し、事業への御理解と御協力が得られるよう、粘り強く話し合いを行ってまいります。

子ども食堂についての質問でございますが、本町の子ども状況を把握する調査として、全国学力学習状況調査及び広島県基礎基本定着状況調査がございます。平成29年度の調査結果では小学校5年生で3.2パーセント、小学校6年生で2.3パーセント、中学校

2年生で8パーセント、中学校3年生で6パーセントの児童生徒が毎日朝食を食べていない、又は朝食を食べていない日があると回答しています。結果としてほとんどの学年で県平均を下回っている状況でございます。

文部科学省の調査では、朝食を毎日食べている子どもの方が毎日食べていない子どもよりも学力調査の平均正答率や体力テストの得点が高い傾向にあるとされており、基本的な生活習慣の確立、健やかな心身の成長のためにも、各小中学校において朝食の大切さを児童生徒や保護者に伝えているところでございます。

今後、広島県から公表される子どもの生活に関する実態調査の結果を参考に、本町の子どもの生活実態や学習環境の状況等について分析し、対応について検討してまいります。

また、子ども食堂の開設については、県内の取組事例を参考に調査研究してまいります。

それでは、1点目については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）岡田議員の質問に答弁いたします。

入学準備金の入学前支給についての質問でございますが、1点目の海田町の小中学校の要保護、準要保護の児童生徒の数は、平成29年度は1月末現在、小学校では要保護7名、準要保護277名、合計284名となり、全体の17.1パーセントとなっております。中学校では要保護2名、準要保護174名、合計176名となり、全体の23.8パーセントとなっております。

2点目の準要保護の認定基準を拡大できないかとの質問でございますが、本町の生活保護の基準額に1.1を係数として掛けるとした基準は、平成17年度から就学援助費の国庫補助が廃止されたことに伴い、海田町行政改革大綱において見直すこととし、平成19年度に定メートル基準でございます。

経済的に困難な世帯への支援を充実していく上でどのような対応が適切か、今後、他市町の状況を調査研究してまいります。

3点目の小中学校入学時に支給する入学準備金を入学前に支給することについての質問でございますが、このことにつきましては、既に本年1月に海田町就学援助費支給要綱の改正を行い、本年4月に中学校に入学する生徒のうち、対象となった40名に対して、3月2日までに入学準備金を支給したところでございます。

小学校入学予定者に対しては、4月以降、システムの改修を行い、平成31年度入学児童から対応することとしております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）入学準備金を入学前に支給をされるということで、これは知らなかったですけれども。

それと、今の就学援助のことなんですけれども、平成19年に变えてから1.1倍にしたということなんですけど、今、この問題は子どもの貧困と密接な関係があると思うんです。広島県でもそうなんですけれども、今の1.1倍というのは少ない自治体、ほとんどのところが1.2倍、1.3倍というふうになっているんです。

例えば、これを1.3、1.2倍にした場合、仮に1.2倍とした場合、予算措置というのは多分今1.1倍で小中学校合わせて3,000万ぐらい予算、今年、計上に出ていると、ざっくり3,000ちょっと出ていると思うんですけれども、それはどれぐらいになるのか。

予算との関係で中々難しいのか、それとも、それ以外の何か拡大されない要因があるのかをお尋ねいたします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）現在の基準の1.1についてでございますが、現在、海田町では先ほどの答弁にもありましたように、小中学校大体合わせて約20パーセントの世帯に就学援助が該当しております。

国の調査になりますけども、平成27年度の子どもの貧困率13.9パーセント等と考えてみても、20パーセントの世帯に就学援助が該当するということで、必要なところには一定の対応をしているものと捉えておりますので、現在のままで適切な対応であるというふうに今考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今、貧困率が下がったと、13.1パーセントと言われたんですけども、下回ったから貧困の子どもたちが少なくなったんじゃないかというふうなニュアンスだと思うんです。実際はそうではなくて、どういうんですかね、いわゆる収入の少ない世帯が増えたから、そういうふうな状態、いわゆるワーキングプアと言われる人たちが増えたからそういうふうな状態になっとなるんだというふうに思うんです。別に、人数がそれで貧困の子どもたちの人数が減ったというふうなものじゃないと思うんですけれども、これはこういうふうな対策というんかで、子育ての面からも、やはりこの拡大、今

1.1倍の、広島県でも1.1倍の自治体が少ない訳ですから、それはやっぱり拡大していく、1.2倍とか1.3倍に拡大を。坂町なんか1.3倍なんですよね、この近辺でいったら。府中町が1.2倍ですからね。

そういうふうに拡大をしていくいうんか、そういう必要があるんじゃないかと思うんですけども、もう一度、拡大されない理由というのが財政的なものなのか、今のようことなのか、どちらなのでしょう。別に何かほかに要因があるのか、その辺をもう一度お願いいたします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）先ほども答弁いたしましたが、国の貧困率から考えても現在の就学援助の該当世帯数を考えてみると、必要な世帯には対応できているというふうに考えておりますので、現行で適切な対応がとられていると考えております。

また、教育委員会として、この子どもの貧困対策として重要なものの一つとして、子どもが、義務教育が終わった後に、進路保障できるための確かな学力を付けるというところが一つ重要になってくると思いますので、そういったところでも、しっかりと力を入れて、子どもに確かな力を付けるというところも一つの対応として、今考えているところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それじゃ、何でこの1.1倍の自治体いうんですかね、それがものすごく少ない訳なんです。全国的に見ても広島で見ても。何で少ないというふうに。普通だったら、それじゃ、ほかの自治体も同じようになるんだけども、そうではない海田町が、むしろ少数のグループになっとる訳なんですけれども、本来だったら、今のようこの社会情勢いうんか、貧困率というのは、相対的な貧困率は中々目に見えてこない訳なんです。絶対的な貧困率とは違う訳ですからね。だから、ほかの自治体はそういうふうなことがあるから、どんどん拡大をしていきよるんだけども、海田町としても子育てをする面とか、そういうふうな面に重点を置いたら、やはり少しでも拡大をしていくと、拡大をしていくべきじゃないかと思うんです。

いわゆるこの準要保護世帯いうから、かなりの人数がおられる訳なんですよね。だから、これを1.2倍にしたり1.3倍にしたら、まだまだそういうふうな世帯の皆さんが助かる訳なんですけれども、そういうふうにしていくべきじゃないかと思うんですが、その辺の見解をお願いいたします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、議員がおっしゃられたように、1.2にすれば、1.3にすれば該当する世帯が多くなるというのは、そのとおりでございます。ただ、現行の就学援助の基準では、1.1という基準だけでなく、例えば町民税の非課税及び減免の適用者や児童扶養手当の受給者など、そのほかの認定要件もありますので、そういったものも考慮した上で規定して、今運用しております。そういった点からも現在の運用が適正なものだというふうに認識しております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）これは予算に関わることだから、町長にお伺いするんですけれども、海田町でこれだけ、海田町にも新しい子どもさんがどんどん増えてきて、小学生やらも増えて、全国的にも珍しいいうんか、なんですよ。そういうふうな人たち、お子さん方を応援しようと、そういうふうなのがあって、海田町に住んで、それこそ良かったと思われるためにも、こういうふうな拡大いうんか、予算も掛かるんですが、そういうことをすべきじゃないかと思うんです。

町長のお考えはどのようなんでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）準要保護の基準につきましては、先ほど答弁もありましたとおり、行政改革の実施計画の中で1.1というふうな方向性の方を定めております。町として町の教育を進める中で、どのようなサービスを提供するのかというのは、全体の中で取り組んでおりますけれども、今後その基準につきましては教育全体の中で町としてどういったことを取り組んでいくのか、そういったことを考えながら検討していくものとしてまいります。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）平成19年の行政改革でこのようになったという、当時、皆さんはおられなかったんですけれども、こういうふうに削減をされたということについて、教育委員会の立場からどのようにお考えだったんでしょうかね。当時、おられなかったから、あれなんですけれども。行政改革でこういうふうな予算が削減されたということについての見解いうんかをお尋ねしたいんですけれども。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）私も当時はいなかった者なんですけれども、その1.3から1.1に引き

下げたというところで、先ほども答弁で申しましたように、この1.1だけが全ての基準ではございませんので、その他の要綱等も踏まえての判定としております。

そういった点では、現在の1.1の基準、現在のこの運用は適正なものであるというふうに認識をしております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）私は今この貧困が言われてずっと久しいんですが、全然貧困、あんまり解消されないと。ますます格差がついてくると。そういうふうな格差がついてきたら、当然、親の貧困が子どもたちに継ぐというので、進学とかいろいろな面で貧困のない子どもたちと比べたら差が出てくるというのが、いろんな資料や統計があるから、それは御存知なんでしょうけども、そういうふうな解消を少しでもするためには、こういうふうな制度いうんか、少しでも1.1倍から1.2倍とか、ほかの自治体はしとる訳ですから、これはするべきじゃないかと思うんですけど、これはできるだけそういうふうなするように検討ができるのかできないのか、全然やりませんよと言われるのか、検討する余地があるのか、その辺のところお願いいたします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、貧困の連鎖を断ち切るために、この就学援助をという質問でございました。義務教育を預かるこの教育委員会としてもしっかりと子どもに学力を付ける、中学卒業後に自分の進みたい進路に向けての進路保障ができるというところを一番の目標としておるところでございます。今、各学校では日々の授業の中で、思考力、判断力、表現力等を付けるための取り組みを行っております。

また、放課後子ども教室の一環として学習ボランティアによる小学校への学習支援、学びの広場などの取り組みも行っておりますので、学校やこういう学習ボランティア、そういった方々との力を借りながら、しっかりと子どもに学力を付け、義務教育の後、自分の進路保障ができるようにし、貧困の連鎖を断ち切る、そういった取り組みをしていくのも教育委員会の一つの大きな仕事だと思っていますので、1.1の基準だけでなく、そうした広い意味での判断でこの子どもの貧困対策については考えていきたいと思っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）そういう面で貧困対策を進めてもらいたいと思います。

それと、防犯カメラのことなんですけど、確かにかなりのところまで付いとるという

ふうに思うんですけど、この前、地元の方いうんか、自治会の人から、子どもたちが増えてきたから、見守りをしたりするのに、やはり必要な所があるから付けてほしいというふうなことを言われたんですよね。だから、付けるに当たって、増設に必要な箇所があると検討するというふうな答弁があるんですが、やはり警察だけでなしに、学校ボランティア、見守り隊の人たちは毎日実際に見守っておられる訳なんですけども、そういう人たちとの意見も聴いたり、PTAとか皆さん方の意見を聴いて、ここに付けてほしいというふうな所がまだまだ抜けとる所というのはあると思うんです。付けてもらいたいという所があったら、要望に沿うような形でできるのかどうかいうのをお願いいたします。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）まず、防犯カメラにつきましては、町長答弁にもございましたように、一定の整備は終えているという所は、まず町の一定の見解でございます。今後、町長答弁にもありましたように、今、町内いろいろ大きな道路ができたりとか、駅前が整備されたりとか、役場がもうすぐ移転が進むとかいうようないろんな変化がございます。その中で、増設が必要であるという所になれば、まず警察と協議を行っていきたいと考えておりますけども、その際に、自治会要望やPTA要望で出たものについては、その設置についての参考にさせていただきたいというところでございます。

○議長（桑原）11番、岡田議員。

○11番（岡田）今、海田町でも住宅がどんどん建って、子どもさんがどんどん増えている、御存知だと思うんですけど、事実ある訳なんです。

警察は道路の関係とか交差点とかそういうふうな所で設置が望ましいんじゃないかと言われるんだけど、やはり、この学校ボランティアとか地域の方はまた別の目線で子どもたちの安全を守らなきゃいけないところだったら、ここにはないから付けてほしいというふうな、また違った目線で見られる訳ですから、そういうふうな人たちの意見いうんか、そういう意見も取り上げて、ここに設置をしてほしいと言われる所があるんだったら、そういう皆さん方の意見も参考にしたいということなんです。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）繰り返しになりますが、前提として防犯カメラは一定の整備を終えているというところで、まだ増設を検討している所はございません。

ただ、前回も自治会要望やPTA要望のあった箇所についてはカメラの設置の参考に

させていただいておりますので、次にまた増設という話があったときには、そういった要望の声が上がったものについてその設置の参考にさせていただきたいというところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）これは警察だけでなく、特に自治会とか学校ボランティアの皆さんの意見も参考にお願いいたします。

それと、町道6号線のことなんですけれども、中々難しいから目途がついていないということなんですけれども、今、今年予算で何ばか物件とかあるんですけど、あそこはこの場所になるんでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）西中央橋から循環バスの終点までの間で、まだ拡幅が終えていない箇所が2か所ございますが、そのうちの1か所の物件調査費でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）ということは、あそこの今止まっとる所から、三迫のバス停の所は手付かずというふうな、あそこ、多分計画ができたのが平成17年か18年ぐらいだったと思うんですけれども、それから10年以上経っとるんですけれども、全く目途が立たんのんか、何か支障があってもうちよっとだよというか、開通まで全然目途が立たんのんかどうなんでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）事業の進捗には土地所有者さんと関係権利者の御理解と御協力が重要になってくるんですけれども、相手のあることですので、今の段階でいつ頃までにという目途が示せない状況でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）あそこの部分は議会でも何回か予算委員会の説明前に、ここ、こうなりますよという説明を2回か3回ぐらい受けたような記憶があるんです。さっき言われるように、相手の方がおられるんでしょうから難しいかもしれんけれども、どういうんですかね、計画を変更するとか変更して場所を迂回するとか、そういうふうな計画というものもない訳でしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）引き続いて、御協力が得られるようにお話し合いを粘り強くさせてい

ただきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）中々難しいでしょうけど、粘り強くお願いをいたします。

子ども食堂のことなんですけど、昨日も県議会でそういう発言があって、広島県の健康福祉局長の方が答えられておるんですけども、県としても3か所、三つぐらいのそういう方法で、予算の補助をするということになっておるらしいんですけども、やはり今のそういうことをせにゃいけんという団体いうんか、住民の方がおられるんですけども、そういう人たちと提携をいろいろして、こういうふうな子ども食堂、週に何回か、1回とか2回というふうなことができないのか、それとも研究をしてみるということができのかどうかお願いいたします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）子ども食堂につきましては、先ほど、町長の答弁もございましたように、これから県の方で正式に子どもの生活に関する実態調査の結果が出てまいりますので、そのあたりをしっかりと分析をいたしまして、教育委員会と福祉保健部で協力して、今後どのような子ども貧困対策について必要かは検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）広島とかいうふうなところは難しいかもしれんけど、大都市とかいうふうなものは必要に迫られていうんか、結構、ネットワークみたいなんでやっておられるみたいなんですけども、広島でもどこか何とかお寺の大きなところでやっておられるということで、市民の方も500万円ぐらい使ってくれというふうな寄附があったというふうなことが載ったんですけども。

やはり、町主体でいうのは中々難しいかもしれないんですけども、そういうふうなことをするような事業所いうんか、幾らかあるんですけど、やはりそういうところとタイアップをしてするということが、一種、海田町のPRにもなると思うんですよね。海田町、子育てのためにこういうふうな力を入れておりますよというふうにしないと、中々、今どんどんほかの所でも、例えば子ども医療費なんかでも、ちょっと前までは海田町、先進しておったんだけど、今はどこも同じようになって海田町がむしろ遅れたことになったということで、学校給食についてもそうなんだけど、中学校給食がないというのは、広島県の少数みたいな所になってきておるということも含めて、何か海田町としても

子育てのためにこれだけ頑張ったりしますよとかいうふうなのをやって、今、ネウボラという意見があったんですけども、ネウボラも今年度もほかの自治体もやると、また来年度もどこかどんどん増えていくような格好になってくるんだけども、やはりそういうふうな中で今までどおりのことをやりよったら、ほかの自治体がどんどん進んでいくという格好になってきよるような気がするんですよ。

だから、海田町、合併せずに頑張ってきたんだから、きらりと光るものがあるというふうなものを示そうと思うたら、何か新しい施策いうんか、そういうふうなものをしないと、ほかの所と同じじゃないかという格好になってくると思うんですよ。

だから、この問題でも、いろいろな情報みたいなを集めていただいて、なるべくだったら、そういうふうな実施をするという格好にしてもらいたんですけども、調査研究だけではなくて、その先に開設をするんだというふうな思いで取り組んでももらいたいですけども、そのところをお願いいたします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 確かに県内でも様々な運営団体が子ども食堂等を実施されたり、いろいろな輪が広がっているようでございますが、まずは海田町の実態をしっかりと把握し、その結果に基づいて子どもの貧困についてどのような対策が海田町にとって適切かということをもまずはしっかりと内部で検討しまして、また情報収集もししっかりと、先進事例等をしっかりと踏まえて調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 岡田議員。

○11番（岡田） 県もこの問題、かなりかどうか分からんけど、ちょっと力を入れておられるんですよ。湯崎知事も力を入れておられるような格好なので、やはり県ともいろいろなことで情報交換いうんか、情報を取られて、是非ともこういうふうなね。

やっぱり、この貧困いうんか、本当に大変なことになるとる。どんどんどんどん格差が広がっていくという中で、今の貧困率も改善されたようなことを言われるんですけども、全然改善はされていないんですよ。そういう中で町としてもできる限りのことをいうふうなのはせにゃいけんと思うんです。

それがまた、海田町の一種の魅力の一つになると思うので、やはりそういうふうなことも踏まえて、できることは県がやると言いよる訳ですから、そういうふうな所と一緒にいろいろなと研究をしながら、是非とも実施の方向で頑張ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。まず、連続立体交差事業について質問します。

連続立体交差事業は、先日、広島県、広島市、府中町及び海田町の首長による四者合意が成立したとの報告がありました。今回の合意に基づいて新年度の都市計画変更に向けての準備が本格化するものと思っております。

この中で、海田市駅部分が3階建てとなって、平成11年都市計画決定の引地踏切からの呉線乗り越しが海田市駅を3階建てにすることによって帳消しをしております。

また、高架の高さが上がることになり、南北方向の通行が容易となり、懸念だった消防のはしご車の通行が可能になったことも事実でございます。

しかし、海田市駅が3階建てになることにより、呉線の仮線高架が必要になること、またそのために呉線高架が延伸され、イオン裏の踏切が閉鎖とならなくなることが発表されました。これのことを考慮すると、海田市駅区間のみの高架案を発表したときの大正矢野線の瀬野川架橋がこのときの計画どおりに本当に行われるのかどうか疑問を感じております。

このことはいかがでしょうか。また、このことについて広島県に確認を行っているのでしょうか。

次に、海田東小学校正門前についてお聴きいたします。県道矢野海田線の地下道やその前を通学する生徒は登下校に際し、地下道横の歩道を通って、その後、車道に出て、また正門前、町民センター前の広場に待機してから横断歩道を渡って登校しております。また下校時には、この逆方向に町民センターの広場から車道、地下道横の歩道を通って通学しております。

町民センターの整備の際、通学時の安全確保のため、当時の町長が建物を後退させて歩道を整備いたしました。その上、県道矢野海田線の地下道を整備する際にも、将来、地下道付近から町民センター前までの歩道を整備するということで、地下道の横にまず歩道を整備してほしいと要望して、地下道横の歩道ができた事実がございます。

しかしながら、その続きはまだ整備されておられません。早急に整備する必要があると思いますが、いかがでしょうか。そのためには農協の敷地を購入して、歩道を整備してはいかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。連続立体交差事業についての質問でございますが、広島県に確認したところ、この度の広島市の提案内容について、大正矢野線と並行する鉄道の平面線形が平成27年6月の見直し案とおおむね同様であることから、今後、この提案を基本に、できる限り幅員が確保できるよう検討すると伺っております。

次に、歩道設置についての質問でございますが、通学時の児童や歩行者の安全を第一に考え、今後、地権者の御意見や学校関係者などの御意見を踏まえた上で、歩道整備の必要性について検討をまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）確におっしゃるとおり、変わらんというのであれば、特に問題はないですが、はっきり言って、この大正矢野線、見直し案のときに与えられた幅員18メートルぐらいのものにしたいというものが変わってくると、庁舎の位置問題にも大きな影響を及ぼしてくるものと考えておりますので、これは是非とも見直し案から変更のないような形で、しっかりと県に要望して勝ち取っていただきたい。

ただ、私が心配しておるのは、イオンの裏の踏切がなくなることによって、真っすぐな道、要するに九十九橋に出る道について、こっちがあるからこっち広げりゃ済むじゃないか。大正矢野線の幅員が狭くなるのであれば、当然のこととして税務署前、九十九橋の架け替えから、それをしっかりとやっていただく。どちらか必ず選択して、庁舎の移転に影響のないような形でやっていただきたい。

大丈夫ですね。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）現在の段階では、鉄道に精通した専門のコンサルタントに委託して、今、市が案を作ったものでございます。今後、詳細の設計をしていく上で、明確になる部分が多々あるとは思いますが、議員御指摘のように大正矢野線につきましては、見直し案と同様な幅員になるように、我々もしっかり働き掛けたいというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）どうしても駄目な場合には、はっきり言って、九十九橋の架け替え、それから税務署前の道路の幅員の増幅、これ、県道ですから県にやっていただくようしっか

りとやっていただきたい。

次の歩道整備の問題ですが、県道矢野海田線の地下道ができる時の話を御存知でしょうかね。わざわざこちら側の小学校側の歩道が県道矢野海田線の歩道から外れて造ってあるはずですよ。普通ならば、県道矢野海田線の歩道の中、又は歩道の隣地に造るはずですが、その辺についてわざわざこちらが、要するに町道3号線の側に造った理由を御存知でしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）現地の方を確認させていただいておりまして、議員、御指摘のとおり、わざわざ町道側に歩道ができておるのは確認しておりますが、その建設の経緯については、申し訳ございません、まだ全て把握しておるところではございません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ちょうど私がPTA会長をやっております、その折に、まずは小学校の中にありました横断陸橋、プールと本校を架ける横断陸橋がございまして、横断陸橋を外す際、町民センターを造るんで外したいという相談がありまして、我々PTAとして必要なのは何か言うたら、子どもの安全。

そのためには、こちら歩道を造っていただきたいということで、町民センターを下げ、当時の町長とお約束して町民センターを下げさせていただきました。

それに併せて、県道の方もわざわざ隣地を買わずに、あえてこちら側に造ったのが、その歩道と歩道を連携するという町長の約束に基づいて、歩道を造ってきたものでございます。

当然、それができた当時には、まだそこに農協の施設がございました、建物がございましたので、広げることができなかった。ところが、その約束がありながら、建物がなくなっても何ら行われてきていないと。だから、その辺にちゃんと引き継ぎが行われているのか行われていないか。

これ、今までも言ってきたと思うんですが、いろんなこと過去に約束がありながら、引き継ぎがされていないと。その問題があると思うんですが、その辺についてちゃんと引継ぎを受けてきているのかどうか。受けてきているのであれば、明日にでも行って、一生懸命努力を始めるべきでしょうが、どうなのでしょう。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）申し訳ございません。今の過去の経緯から、そういったその当時の町

長がそのようなことをお約束されているということは、私の方は把握しておりませんでした。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）となれば、ここでこういう格好でお話をさせていただきましたので、是非とも一日でも早い歩道の拡幅、歩道を付けていただきたいと、このように思いますので、どうですか、やっていただけるように努力していただけますか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町長答弁にもございますように、今後、議員さん御指摘のとおり、そういうことがあったと思うんですけれども、それが今に至ってまで整備されていないといういきさつもおそらくあるかと思います。したがって、地権者の御意向や学校関係者等の意見を踏まえて、必要性について検討させていただきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）まだ申しましたら、公民館から地下道まで全て公共施設がつながりますので、そういう歩道を整備してもいいよという話、ここまでは要求しませんが、そういう話もございました。

だから、そういう話が、今までにつながっていない、残されていないことも一つ大きな問題があるんじゃないと。

逆にそういうものがまだ今回新たに公民館の横に開発なんか宅地化が行われました。気が付けばその用地を確保することもできたんじゃないか。そうすればできるだけ子どもの通学に対してすごく安全なものができる。

これは職員につながってくるんですが、地元の職員がおればそういうものも気が付きやすい。前から言いますように、そういうものも踏まえて、総務の方もしっかりとしたそういうふうな考え方を持って進んでいっていただきたいと思います。

もう一度聞きます。是非ともお願いできますか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）一生懸命検討してまいります。

○9番（宗像）以上で終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 51 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、公の施設についてということでお尋ねいたします。本町のグラウンド、公民館等は予約が1か月前と、こういうふうになっております。諸般の事情と言いますか、来賓の案内とか、あるいはいろんな大会で予選会等をやった場合に、本大会ができない、グラウンドが1か月前にしか取れないということで、急きょ取れなくなったということで大会を中止するというような懸念もあるようでございます。

そこで、こういう公の施設の予約を現在の1か月前から3か月前、あるいは1年前とか、もうちょっと長くすべきじゃないかと、このように思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

続いて、県の危険渓流の指定についてお尋ねいたします。昨年4月、三迫地区において県の危険渓流地域が発表されました。指定されたと言いますかね。ということですが、そのために既に宅地造成をした、そういう土地に家が建てられないとか、あるいはまた、そのためにいろんな構造物が堅固なものにしなければならぬというような支障と言いますか、問題が出ております。そういうことで現在ある家も簡単には建替えができない、こんなような支障がいろいろ出ております。

そこで町において、ただ県の指定そのものをうのみにして、黙って見過ごしておるだけなのかどうか、今、申し上げましたいろんな建築ができないとか構造物を大きくしなければならない、このような支障を排除するために、急きょ砂防ダムを造るとか、県にそれ以上の対策の要望をすべきであろうと思います。ただ黙って県の指定をうのみと言いますか、見過ごしてただということでは能がないのではないかとということで、どのような対策を県に要望しておるのか、このようなことをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。公の施設についての質問でございます。

施設の予約時期につきましては平成29年6月議会でも御質問を頂き、引き続き、研究を

してまいりました。現状においても町が支援する必要があると認められる団体等が開催する大会や行事については、年間で予約を調整している施設もございます。

一方、住民の皆様が自主的な活動で大きな大会等を開催する場合に、早期に予約できる仕組みはなく、課題であると認識しているところでございます。

つきましては、多くの住民の皆様にとってより使いやすい公の施設とするため、近隣の他団体の状況や予約の適切な方法等を研究し、検討をしてまいります。

県の危険渓流についての質問でございますが、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域等の指定は、過去の甚大な土砂災害を教訓として土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域の周知や住宅等の新規立地の抑制等を目的とするものです。土砂災害特別警戒区域に土地をお持ちの方には、御指摘のとおり、土地利用について法に基づく制約がありますが、既存住宅の改修工事を対象とした補助制度の創設など自助の取組を支援することも進めております。

本町といたしましては、住民の生命、身体を守っていくことを第一に考え、今後も災害死ゼロを目指す、広島県とともに取り組んでまいります。

具体的には砂防えん堤整備や急傾斜地崩壊対策事業の推進など、ハード対策については県や国に機会を捉え、強く要望してまいります。また、ソフト対策につきましては職員を対象とした洪水土砂災害を想定した図上訓練の実施、迅速な避難勧告等の発令基準の設定、広島県と合同での土砂災害警戒箇所のパトロールの実施、防災行政無線のほか、防災メール、防災電話を利用した情報伝達体制の整備、土砂災害ハザードマップの作成による危険箇所の周知、自主防災組織は実施する防災訓練に対する支援など、引き続き、防災体制の一層の充実を図ってまいります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）まず、公の施設の予約、借りる点で、いろいろ町の支援するもの指定するものについては、それなりの期間は置くということですが、公民館等、いわゆるカルチャーということで発表会とかやろうというときに、先ほども少し申し上げましたが、例えば来賓案内、できるだけ早く出せばそれなりに来ていただける、こういうことでありますが、会場がない、1か月前にようやく取れた、それからプリントして案内をすると、それだけの日にちが経つ。せめてもう3日ぐらい早う言うてくれたら行けたんじゃないかな、こういうことがあるかと思うんです。

要するに、先ほども言いました1か月前に予約をするのか、3か月前に予約するのか、

事務的には変わらないと思うんですよ。1年前にやっても手続的には同じ。どこが違うんかと言やね、3か月前に予約するんだったら管理簿が平常4枚にすれば済むこと。1年前にするんじゃないたら、13枚にすればいい。何でか。3月8日に予約すると言うたら、6月8日の予約ができる。3月、4月、5月まで3か月。6月8日の予約が入る可能性がある。だから、違うのはそれだけ用紙が1枚増えるだけのこと、2枚増えるだけのこと。1か月前だと用紙が2枚あれば済むかも分からんけど、今言いましたように、そういう来賓案内、あるいは地方での予選会とかいろいろ大会をやってきて、本番に入ろうというときに、グラウンドが取れないとか、あるいは公民館の会場、大広間が取れないということで、町の指定するものはできるが、今言った公民館の活動でやるとかいうものが、今言いました、同じことを何回も言いますが、来賓案内とかそういう広い案内ができない。

この辺についてどうお考えがお尋ねします。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）今、議員御指摘の点につきまして、現在の町の仕組みの中では対応することができません。その点について課題と考えております。それで、6月にも御質問いただき、この度も御質問いただきましたので、議員がおっしゃるような大会でありますとか、来賓をお呼びするような行事等に対応できるように、そういった行事に限って早期に予約ができるような仕組みについて、これから考えて見直していく方向で検討していきたいと考えてございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）当然、その中で、今、課長が言われるように、1年前、29年6月と、このことでその間研究してきましたと、若干違うけども、1年ある訳ね。だから、その対応は研究してきました、研究してまいりますというのは、10年経っても同じことになると思うんですね。お隣、安芸区の区民センター、ほかのことは知りませんが、これも1年前に予約を取っとる。もちろん、予約する方の手続というか労力というのか、先ほども言いましたが、3か月前であれ、1か月前であれ、労力は同じ、受け付ける方も同じやろうと思う。

違うのは何か言うたら、ページ数で1枚要るだけ。3か月前にやりよったら、先ほども言いましたように、4ページあれば管理できる訳。それぐらいのことだから、何か今言うように、1年近く研究してきたとか、どうやとか言われているが、全く進展してい

ない。ずばり言うて、やる気がないんじゃないか。

その場限りで、何とか言うておけば、また1年ほど辛抱できるわい、これぐらいの考えでやっておるんじゃないか、その辺はどうなのか、本気で見直す気があるんかどうか。再度。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）施設の使用時期につきましては、これまでも他の議員さんからいろいろと御提案を頂いております。そのときには利用者の方のアンケートを行いながら、方向性の方は示してまいりましたけども、引き続き、研究はすることとしており、自治会さんであるとか町の体育協会、定期利用団体についてはそういう早期申請の制度はございますけれども、住民の方独自の活動については、いろいろな大会等を行う際に支障があるというふうに認識をしております。

周辺の自治体の取り扱いの方を見ますと、そういった活動においても早期に申請できるといったような仕組みを設けている団体もございますので、そういった団体の事例も参考にしながら、課題解決に向かって今後具体的に研究を行っていきたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）また今後とも研究をします、考えていきますと言うんだから、何か訳の分からんような頼りない返事になる訳よね。長年、私どももちょっと関係しておったが、いわゆる東海田リーグということで、ソフトボール、もう30年、40年になるんかな、30年以上やっとなる訳ですが、この火、金、ずっと海中のグラウンドを借りてやってきておる。だから、ここらそれだけの長いものについてはある程度認めて、よほどの行事がない限りで認めるんだらうと思うんです。

やはり、先ほども言いました、公民館活動、このようなところでいろんな案内とかの支障が出てくる。そのために、本町にそういう町民センターとかそういうものがありながら、よその自治体、そこに行って予約してこんど、皆さんに案内状が出せないということだから、何ぼ言うても一緒じゃろうけども、せっかくの公民館活動なんかも広く行えるように、本町で早急に考えるべきであらうと。こういうことでいつまでも研究する、考えます言うんじゃないくして、早くやってもらいたいという気はします。少なくとも3か月、あるいは6か月前に予約できるというふうにしてもらいたい。

次の危険渓流の話なんじゃけど、先ほどもちっとはありましたけども、ただ単に、い

いわゆるインターネットかサイレンかメールか何か知らんけども、危険ですよ、危ないですよというのは、幾らそのマップに載せても、それは何の対策にならないと思うんですよ。要するに、そういう危険が迫ったときとか災害が発生したときだけの話です。

私が言うのはそうじゃなくして、この地区は危ないですよ、言い換えれば、この度は南小校区が出てきた、そのうちに東小校区も出る、海小校区も出る、強いて言えば、西小校区だけがないのかと思うたら、おそらく新町辺りも西小校区になっていくんかね。海小になっていくんか。詳しいことは分からんけども。極端に言うたら、海田町全域が危険区域になってしもうて、先ほども言いました、家を建てよう、直そう言うたら、それだけの堅固な建物というか、構造にしましなきゃならん。そうすると、例えば何ぼかんぼで予算を積算したんじゃないけども、危険渓流に指定されたために家の建替えができなくなったとか、こういう問題が起きると思うから、その辺については何か認識されておりますか。再度お尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）土砂災害防止法に基づいて、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定された場合に、居室を有する住宅を建てる際に、そこを守るための構造的な強化が必要であるという法的な規制が掛かることは認識しております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ですから、そういう規制が掛かるために、例えば1,000万円の予算で家が建替えできると思うて準備した、長年10年間。ところが、今言われた危険渓流というか、いわゆるレッドゾーン、赤線が引かれたために1,500万掛かる、1,300万掛かる。せっかく長年辛苦して、俗に言う爪に火をともしようにして始末してきたものが全部パーになってしまう。

言い換えれば、それがために1,000万やったら生命守れるだけの建物、家ができると。長年辛抱してきた。ところが、あっという間に、マップの上に線を引いた途端に、長年の夢が全部飛んでしまう。そのことをどう考えるのか。

だから、先ほど言いましたように、そういうふうに県に対してレッドゾーンを引くんなら、それも併せてその対策も講じてくれにや困るじゃないかと。

少しだけ言いましたが、ダムを造るとか、3メートルの高さのダムを造るんなら、5メートルの高さにしてくれとか、そういう対策を何か考えとるか考えとらんのか。ただ赤線、レッド引かれたから、そのままありがとうございますで終わっているのか、その

辺はどうしておるんかということお聴きたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）土砂災害防止法の趣旨は、広島での土砂災害を教訓に、まず皆様にどういった場所が危険かというのを知っていただいて、自助、共助の体制を作っていただくということが念頭にあります。それは予算的にいっさんきにそういった砂防ダム、ハード整備が困難であるということに立っての法の趣旨でございます。

したがいまして、そこは住民の生命、財産を守るために指定されたものであるというのをまず御理解ください。

町といたしましては、もちろんそれだけではなく、抜本的な対策として、そういったハード整備というのは重要なことは重々分かっておりますので、町長を含めて関係各省に強く要望を重ねているところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今言われるハード対策か何かわしには分からんけども、要望してまいります、いいよ、100回しても500回されても1,000回されてもいいよ。今言うた、例えば砂防ダム3メートルじゃなくして5メートルの高さ、こういうものをやってもらわんことにゃ、要望は100回行っても500回やっても同じことなんや。何の解決策にもならんのだや。5年経っても10年経っても。だから、町の発展、先ほどもちょっと言いましたが、町長、せっかく宅造やった、宅地ができた、町の発展にいいぞ、あこには100軒ほど家が建って人口が増えて、2万9,800があつという間に3万超えるぞ。ところが、いざ土地を購入して家を建てよう思うたら、あこはその構造じゃ駄目なんです。こういうことになる訳。

ただ要望だけじゃ駄目なんです。だから、それをどうするんか、どういう対策、県に對してどのような要望をしておるのか、ここを尋ねておる。ただ、のほほんと、さっき言ったように、赤線、レッドゾーン引かれてありがとうございますいうて、最敬礼5回下げて、頭10回下げて、ありがとうございますいうて感謝だけしとる。何の話も対策にもならん。

だから、レッドゾーン引かれるなら県はこれだけの対策をしなさいや、成本の砂防とも同じね。これは国信も同じことが起きてくると思う。

極端に言や、町全域においてそういうことが起きる。おそらく、この辺の成本であろう、先ほど言いました新町辺りにしても、そういう危険なところが一杯出てくるんじゃ

ないか、今からどうなるか分かんが、オーバーな言い方をすると、本町全域において家の建替えやら、そういう空き地があるんで宅造やろうか、できなくなる。

例えば、今までなら、10センチ厚めのコンクリで造成すれば10万円でできた。ところが、この今の危険渓流の線を引かれたばっかりに、例えば15センチのコンクリでやらないと駄目やと。10万円でできた工事が15万円掛かるじゃない。また、仕事ができんようになった、家が建つ。

だから、町の発展につながらん。それをどうしていくんか、県にどういう要望しとらんか、そこお聴きたいと、さっきから言いよる。その話がない。要望してまいります、頑張っていきます、国や県に一生懸命頑張っていきます。それは分かるんや。

今言うた、例えば三迫、そういうんだったら、この地点に5メートルの砂防ダムを造ってくださいや、横を30メートルのを造ってください、いや、50メートル、そういう具体的な何かがないと、前向いていかんことがある。建築確認が出た、いや、ここは危ないから建てれませんよ、話は終わりなんです。それじゃ、何の能もない。

そこらをどうしていくんか、再度、しつこいようじゃけど、どうですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）これまで大きな地震が起こる際に、建築基準法の基準が改正されて、耐震強度が上がってきた経緯があります。それはやはり国民の生命、財産を守るために、国が法律としてそういった住宅に対する能力の向上を掛けてきたものでございます。

今回も同じ趣旨でそういった規制を掛けて、より安全なものに住んでいただきたいというのが元々の法の趣旨にございますが、今回指定されたレッドゾーンによって、いかにどこの箇所が町にとって最も危険な箇所か、どこに砂防えん堤を造ることが最も効率が良いかということが数値的に表示できるようにもなっておりますので、町といたしましては、それを活用するような形で今現在どこから整備してほしいということを各省に要望させていただいているところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そういうところで厳しなっとるのは事実なんよね。阪神淡路から東北、内陸、あるいは新潟地震も、ここ20年ほどで建築基準法は4回ぐらい改正されておる。しかし、改正されただけで、今言う町の発展、そういうもの、逆に阻害することになる訳やな。だから、住民の安全を守るためには、あなたの家だからあなたがそれだけのことをやりなさいよというのは、それは個々の家のピンポイントの話。

ところが、このレッドゾーンとか何か危険溪流うんぬんというのは、全部、面の話なんよね。だから、その面を小さくしていくためには、町としてピンポイントでなるかも分からんが、この位置にはこうしてくれ、いつか東北の、今の東日本大震災、このときでもそうですが、実際にいったら昔7メートルの津波が来た経緯がありましたと、こう言うとするね。それで川の名前は忘れたけども、そこへ堤防を造った、5メートルの堤防を造った。そしたら、想定外でしたと。何をたわけたことを言うとするんかと。昔、7メートルが来て、9メートル造ったら、それを乗り越えられたら想定外。7メートルが来た経歴があるのに5メートル造って想定外。

理屈が通らんと思う。だから、今、課長が言われるような早くそのポイントに本町なりに調査をして、ここの地区のレッドゾーンを守るためには、この位置にこれだけのものを造る必要がある、どこにはどこから、先ほど3メートル、5メートルにこだわるんじゃないけども、その位置を早く指定して、もちろん補助でやるのか単独でいくのか、住民の安全を守るには、町長、やっぱり場合によっては単独でもやらないかんのじゃないかと思う。そこらのところを再度聞きたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）砂防えん堤整備につきましては、県の事業というふうに考えております。したがって、町といたしましては県にどこが町にとって一番早く整備してほしい箇所だということをしっかりと要望してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）終わるけど、先ほど来言うような要望、陳情、そんなことだけじゃなくして、場合によっては補助事業、町の単独でやってもいいし、もうそれを待っとれん。

だから、補助事業として町が率先してやっていく。それぐらいの意気込みがあってもいいんじゃないかということで、そこら辺の意気込み、単独でやるんだよと、あるいは補助をもらって町が率先して進めていく、この辺の意気込みを聞いて終わります。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）繰り返しになりますが、砂防えん堤は県の事業と考えておりますので、引き続き、県に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）これにて、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩します。再開は13時40分。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 1 時 2 6 分 休憩

午後 1 時 4 0 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。日程第 2 から日程第 13 に至る各議案については、新年度予算に係る条例案及び予算案でございます。各案件については日程順に執行部より説明を受け、議員全員による予算委員会に付託する予定でございますので、御協力をお願いいたします。

日程第 2、第 13 号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 13 号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。平成 30 年度から国民健康保険の県単位化に係る国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）それでは、第 13 号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の 37 ページをお開きください。併せて、資料 19 の海田町国民健康保険条例新旧対照表をお願いいたします。内容につきましては、資料 19 の海田町国民健康保険条例新旧対照表で御説明させていただきます。

今回の改正は、平成 27 年 5 月に公布された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険が都道府県単位化されることに伴うものでございます。

第 1 条は、改正後国民健康保険法において、市町村の責務が定められたことに伴い、この町が行う国民健康保険をこの町が行う国民健康保険の事務に改めるものでございます。

第 2 条は、改正後の国民健康保険法において、国民健康保険運営協議会が国民健康保険事業の運営に関する協議会に変更されたため、名称を変更するものでございます。

第 6 条は、広島県が策定した広島県国民健康保険運営方針において、葬祭費が 3 万円

と定められたため、現行の2万円から3万円に改めるものでございます。

この条例の施行期日は、平成30年4月1日でございます。経過措置といたしまして、施行日前に死亡した被保険者に係る葬祭費の額につきましては、従前の例によるものでございます。なお、附則において特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正により、別表、国民健康保険運営協議会委員の部中、国民健康保険運営協議会委員を国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第14号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第15号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。平成30年度から国民健康保険の県単位化に係る地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

訂正しておわび申し上げます。第15号と申し上げましたが、第14号議案でございます。失礼いたしました。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（近森）それでは、第14号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書39ページをお開きください。資料については、資料20の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、資料21の海田町国民健康保険税条例新旧対照表をお願いします。改正内容については、資料20の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要で御説明いたします。平成30年度からの国民健康保険の財政運営の県単位化に係る地方税法の一部改正に伴い、海田町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。この県単位化により、県と市町が共同で国民健康保険制度を運営することとなり、被保険者の負担の公平性を確保するため、同じ所得水準、世帯構成であれば、県内どこに住んでいても、同じ保険料を目指していくこととなりました。

このため、主に以下の点に改正することとしています。1点目は国民健康保険税の課税目的の変更でございます。これまでは各市町における保険給付の収支については、市



町ごとの運営に任されていましたが、県単位化後の制度においては、各市町が徴収した保険料を国民健康保険事業納付金の形で県が集めて保険給付を賄う県内全市町で相互に支え合う仕組みとなります。このため、国民健康保険税の課税目的について現行の町の国民健康保険事業納付金の納付に要する費用に充てるために改正するものでございます。

2点目は、国民健康保険税の税率の変更でございます。平成30年度からは県から毎年度示される国民健康保険事業納付金及び市町村標準保険料率を踏まえ、平成35年度までの6年間に掛け、県が示す準統一保険料率に円滑に移行できるよう、町独自の段階的な激変緩和措置を行った上、保険料収納必要額を確保できる保険税率を算定し、税率を改正するものでございます。下段には現行の税率を、2ページ上段には改正後の税率を掲載しております。

2ページをお願いします。上の改正後の税率表を御覧ください。今回、税率を改正いたしますのは、2列目の基礎課税額分の所得割率については、現行の4.83パーセントを5.47パーセントに、その下の資産割率については現行の12.65パーセントを11パーセントに。次に3列目の後期高齢者支援金等課税額分の所得割率については、現行の1.54パーセントを1.71パーセントに、その下の資産割率については、現行の4.17パーセントを3.55パーセントに。次に4列目の介護納付金課税額分の所得割率については、現行の1.98パーセントを1.9パーセントに、その下の資産割率については現行の6.04パーセントを4.91パーセントに、その下の均衡割額については現行の1万700円を1万600円に、その下の平等割額については現行の5,800円を5,400円に改正するものでございます。なお、中段には県から示された平成30年度の市町村標準保険料率について掲載しています。

最後に、3の施行期日については、平成30年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第15号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第15号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

平成30年度から平成32年度における第1号被保険者介護保険料を第7期介護保険事業計画に基づき改定するため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、

担当者から説明させます。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）それでは、第15号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は41ページ、併せて資料22の海田町介護保険条例の一部を改正する条例の概要、及び資料23の海田町介護保険条例新旧対照表を御覧ください。

説明については資料22の海田町介護保険条例の一部を改正する条例の概要により御説明いたします。

この度の条例改正につきましては、介護保険法第129条に基づき、平成30年度から平成32年度までの65歳以上の第1号被保険者に適用する保険料率を改定するものでございます。改正の内容についてでございますが、第7期介護保険料の基準額、月額について5,862円でございます。改定前の第6期保険料と比較して139円増加し、伸び率は2.4パーセントでございます。

2ページをお願いします。保険料につきましては、対象者の課税状況や所得金額によって、11段階の所得段階を設定しております。所得水準に応じた保険料率につきましては、第1段階の0.45から第11段階の1.9までとしております。所得段階別保険料の年額及び月額につきましては、表に記載のとおりでございます。

1ページに戻っていただきまして、施行期日は平成30年4月1日でございます。

以上で、第15号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、第16号議案、海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第16号議案、海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について。海田市駅自転車等駐車場の整備に伴い、自転車等駐車場使用料金を改定するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）それでは、第16号議案、海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は44ページ、併せて資料24、海田町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の概要と、資料25、海田町自転車等駐車場条例新旧対照表を御覧ください。

それでは、資料24、今回の改正の概要についてでございます。海田市駅南口土地区画整理事業に伴い、駅前ロータリー等を駐車不可区域とするため、駐車場用地が縮小されます。従前の駐車可能台数の確保を目的に、土地区画整理区域内の商業施設を含メートル新たな駐車場整備や駐車ラックの整備等を行います。また、駐車場の分散による維持管理費及び商業施設内駐輪施設の賃貸借料の増に対応するため、自転車等駐車場使用料金の改正をお願いするものでございます。

資料25、海田町自転車等駐車場条例新旧対照表を御覧ください。一時利用者の料金を自転車は50円を100円に、原動機付自転車及び自動二輪車を100円から200円に、それぞれ値上げするものでございます。なお、登録利用の料金に変更はございません。

施行期日は、平成31年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第17号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第17号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。道路法施行令の一部改正に伴い、占用料の見直し等、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）それでは、第17号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案書の45ページをお開きください。併せて資料26、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の概要、及び資料27、海田町道路占用料に関する条例新旧対照表の準備をお願いいたします。

説明は資料26の海田町道路占用料に関する条例の一部を改正条例の概要に基づいて御説明いたします。初めに、条例改正の経緯につきましては、道路占用料の額の見直し及び道路占用料の額の計算方法を精緻化するなどの所要の改正を行う道路法施行令の一部を改正する政令が平成29年4月1日に施行されましたので、これに準拠して海田町

道路占用料に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、条例改正の概要につきましては、1点目は道路占用料の額の見直しでございます。道路法施行令に準拠して道路占用料の額の見直しを行うものでございます。

2点目は、占用面積等の端数処理方法の精緻化でございます。現在は1平方メートル又は1メートル未満の端数を切り上げることとしておりましたが、より精緻に道路占用料の額を算出するため、0.01平方メートル又は0.01メートル未満の端数を切り捨てて計算するよう改正を行うものでございます。

最後に施行期日につきましては、平成30年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、第18号議案、海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第18号議案、海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。水道事業の経営方針を検討するに当たり、町長の諮問機関を設置するため、規定の整備を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させていただきます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）それでは、第18号議案、海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の49ページをお開きください。併せて資料28の条例の概要、及び資料29の条例新旧対照表をお願いいたします。

説明につきましては、資料28の条例の概要で説明させていただきます。この度の改正は町長の諮問機関となる海田町水道事業経営審議会を設置するための規定を整備するものでございます。審議会の概要ですが、設置理由は水道ビジョンの策定に当たり、国、厚生労働省が作成した水道ビジョン作成の手引きにあるとおり、学識経験者、水道使用者等を構成員とする審議会を設置して意見を求めるためです。水道ビジョンとは今から50年度、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具体化するため、今後、当面の間に取り組むべき実現方策を提示する水道事業のマスター

プランです。

次に、審議会の担任事務ですが、水道事業の経営に関する重要な事項について審議することとしております。この審議会を組織する委員については8名以内とし、その構成としては学識経験者、水道使用者、その他町長が必要と認めるものとし、任期は諮問に掛かる審議が終了するまでとしております。委員の報酬につきましては、附則の中で、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正により、日額6,100円としております。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、第19号議案、平成30年度海田町一般会計予算から、日程第13、第24号議案、平成30年度海田町水道事業会計予算までの6議案については一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第19号議案から第24号議案、平成30年度海田町一般会計ほか5会計予算、第19号議案から第24号議案までを一括で御提案申し上げます。平成30年度海田町一般会計ほか5会計予算につきましては、施政方針で申し上げました施策を中心に編成しております。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それではまず、第19号議案から第23号議案までの平成30年度海田町一般会計及び特別会計の予算について御説明いたします。

説明は資料37の予算の概要により、一般会計から御説明いたします。

それから、予算の概要の4ページをお願いいたします。まず、財政規模でございますが、平成30年度一般会計の当初予算額は104億4,900万円で前年度に比べ、7億8,400万円、8.1パーセントの増でございます。主な増額理由は公民館整備事業等の投資的経費の増などによるものでございます。

次に、6ページから20ページにかけて、主要事業の概要について主な新規拡充継続事業を掲載しております。

また、21ページから33ページにかけて、海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、数値目標KPIと30年度の主な取り組み内容を掲載しております。個別の説明に

については施政方針の内容と重複する部分もございますので、省略させていただきますが、主な新規拡充事業に関する個別資料として、資料38を併せて提出しております。

続きまして、34、35ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。34ページに歳入一覧表、35ページに自主財源と依存財源の内訳を記載しております。

次に歳入科目ごとの内容について、36ページをお願いいたします。まず、町税でございますが、予算額は41億1,327万5,000円で、前年度に比べて908万9,000円、2パーセントの減でございます。その内訳と主な増減理由を同ページに記載しております。

次に38ページをお願いします。町債でございますが、予算額は13億5,690万円で、前年度に比べ、7億1,880万円、112.6パーセントの増でございます。主な増額の理由は公民館整備事業などに係る起債の増によるものでございます。

39ページに、町債残高を示しておりますが、平成30年度末の町債残高は約85億円と見込んでおります。

次に40ページをお願いします。プライマリーバランスを示しておりますが、30年度は公民館整備等に係る町債の発行額の増加等により、約7億円の赤字を見込んでおります。

次に41ページ、地方交付税でございます。30年度の交付税全体の予算額は9億2,000万円で、前年度に比べ、1億4,371万4,000円、13.5パーセントの減でございます。交付税については、平成29年度から福祉事務所分が特別交付税から普通交付税に移行したことによる普通交付税の増、特別交付税の減となっております。ただし、福祉事務所分を除く従来分の普通交付税では、法定普通税の増や地方消費税の増等により基準財政収入額が増えることなどに伴う減額で、交付税全体では減額を見込んでおります。また、臨時財政対策債は前年度と同額の4億5,000万円と見込んでおります。

次に42ページをお願いします。繰入金でございますが、予算額は4億6,018万2,000円で、前年度に比べ、658万1,000円、1.5パーセントの増でございます。また、主な基金残高については43ページの一覧表のとおりでございます。

次に44ページをお願いいたします。地方消費税交付金でございますが、予算額は5億4,166万4,000円で前年度に比べ、1,442万3,000円、2.7パーセントの増でございます。主な増額の理由は国内消費の緩やかな上昇が見込まれることなどによるものでございます。

45ページ以降、その他の歳入について記載をしておりますが、個別の説明は省略させていただきます。

続きまして、56、57ページをお願いいたします。目的別の歳出予算でございます。

その主な内訳について、まず59ページをお願いいたします。総務費でございますが、予算額は9億9,495万9,000円、前年度に比べ、4,924万9,000円、5.2パーセントの増で、主な増額の理由は業務システムのサーバー等の更新に伴う電算システム改修事業費の増などによるものでございます。

次に60ページをお願いいたします。民生費でございますが、予算額は39億6,331万円で、前年度に比べ、588万3,000円、0.1パーセントの増でございます。主な増減内訳については、私立保育所の整備を支援することによる保育所整備支援事業費の増や入所者数の増による私立保育所等、保育事業費の増がある一方で、国民健康保険の県単位化に伴う国保繰出金事業費の減等がございます。

次に64ページをお願いいたします。土木費でございますが、予算額は13億5,716万5,000円、前年度に比べ、3,658万4,000円、2.8パーセントの増で、主な増額の理由は海田市駅自転車等駐車場整備事業費や中店小学校線道路改良事業費の増などによるものでございます。

次に66ページをお願いします。教育費でございますが、予算額は16億3,888万1,000円、前年度に比べ、8億701万1,000円、97パーセントの増で、主な増額の理由は公民館整備事業費の増などによるものでございます。

次に68ページ、69ページをお願いします。性質別の歳出予算でございます。個別の内容につきましては、70ページから79ページにかけて記載をしておりますが、その内訳については目的別予算と内容が重複する部分がございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、82ページをお願いいたします。公共下水道特別会計でございます。まず、2の財政規模については、予算総額11億8,287万7,000円で、前年度に比べ、5,160万5,000円、4.2パーセントの減でございます。

次に83ページに移りまして、歳入の概要でございます。2款の使用料及び手数料の予算額は4億5,924万1,000円で、公共下水道使用料の増等により、0.6パーセントの増としております。

次に85ページをお願いいたします。二つ目の町債でございますが、予算額は2億6,690万円で、整備事業費の減等に伴い、13.7パーセントの減としており、平成30年度末の町債残高は約74億円と見込んでおります。

次に87ページをお願いいたします。歳出の概要でございます。2 款の事業費の予算額は1 億2,266万5,000円で、整備事業費の減等により、26.9パーセントの減としております。

続きまして、94ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計でございます。まず、2 の財政規模については予算総額25億6,718万1,000円で、前年度と比べて9 億854万3,000円、26.1パーセントの減でございます。

次に96ページをお願いします。歳入の概要でございますが、1 款の国民健康保険税は4 億9,959万5,000円で、加入者の減等により、2.7パーセントの減としております。

次に6 款の繰入金については1 億5,387万2,000円で、国民健康保険の県単位化等に伴い、39.8パーセントの減としております。

次に102ページをお願いします。歳出の概要でございますが、2 款の保険給付費は17 億9,420万1,000円で、被保険者の減少等に伴い、医療費の減が見込まれることなどから、17.3パーセントの減としております。

続きまして、108ページをお願いいたします。介護保険特別会計でございます。まず、2 の財政規模について保険事業勘定と介護サービス事業勘定を合わせた予算額は21億67万1,000円で、前年度と比べ、6,048万5,000円、3 パーセントの増でございます。

次に109ページに移りまして、歳入の概要でございます。保険事業勘定の1 款の保険料は5 億2,188万6,000円で、被保険者数の増加や保険料の改定などにより、2.2パーセントの増としております。

次に113ページをお願いします。歳出の概要でございますが、保険事業勘定の2 款の保険給付費は19億4,295万9,000円で、居宅介護サービス給付費の増等により、2.6パーセントの増としております。

続きまして、118ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計でございます。2 の財政規模については予算総額3 億6,304万2,000円で、前年度と比べて、3,286万円、10パーセントの増でございます。

次に119ページに移りまして、歳入の概要でございます。1 款の後期高齢者医療保険料は2 億8,990万6,000円で、被保険者数の増等により、8.6パーセントの増としております。

次に121ページをお願いします。歳出の概要でございますが、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金は3 億5,592万3,000円で、保険料徴収額の増等により、9.3パーセント

の増としております。

続きまして、議案の説明をさせていただきます。第19号議案をお願いいたします。平成30年度海田町一般会計予算でございます。第1条で歳入歳出予算の総額を104億4,900万円と定めております。第2条は債務負担行為でございます。

5ページをお開きください。4件の事項について、期間と限度額をそれぞれ定めております。

次に6ページから7ページにかけては、第3条関係の地方債でございます。17件の起債について、目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、それぞれ定めております。

議案の表紙にお戻りください。第4条で一時借入金について、第5条で歳出予算の流用についてそれぞれ定めております。

続きまして、第20号議案をお願いいたします。平成30年度海田町公共下水道事業特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を11億8,287万7,000円と定めております。第2条は地方債でございます。

3ページに3件の起債について、目的、限度額等を定めております。また、第3条は一時借入金について定めております。

続きまして、第21号議案をお願いいたします。平成30年度海田町国民健康保険特別会計予算でございます。第1条で歳入歳出予算の総額を25億6,718万1,000円と定めております。第2条は一時借入金について、第3条は歳出予算の流用についてそれぞれ定めております。

続きまして、第22号議案をお願いいたします。平成30年度海田町介護保険特別会計予算でございます。第1条で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を20億8,272万円と定め、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を1,795万1,000円と定めております。第2条で一時借入金について、第3条で歳出予算の流用についてそれぞれ定めております。

続きまして、第23号議案をお願いいたします。平成30年度海田町後期高齢者医療特別会計予算でございます。第1条で歳入歳出予算の総額を3億6,304万2,000円と定め、第2条で一時借入金について定めております。

以上で、平成30年度海田町一般会計及び特別会計の予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）続きまして、第24号議案、平成30年度海田町水道事業会計予算

について御説明いたします。

資料49、水道事業会計予算の概要の1ページをお願いいたします。事業収益は4億4,238万6,000円で、29年度予算に比べまして、371万1,000円の減となっております。また、事業費用は4億3,763万7,000円で、29年度予算に比べまして、917万2,000円の増となっております。

以上の結果、30年度におきましては、474万9,000円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入は235万9,000円で、29年度予算と比べまして、6,927万8,000円の減となっております。また、資本的支出は1億4,596万6,000円で、29年度予算と比べまして、6,253万7,000円の減となっております。

30年度は国信増圧ポンプの取り替え工事を実施いたします。また、水道管につきましては、引き続き、長寿命耐震管で更新してまいります。

なお、差し引き不足額1億4,360万7,000円につきましては、内部資金であります当年度分損益勘定留保資金等で補填する予定でございます。

続きまして、第24号議案をお願いいたします。第2条の業務の予定量といたしまして、給水戸数は1万3,117戸、年間総配水量は326万8,000立方メートル、1日平均配水量は8,953立方メートルを予定しております。

次に、第3条には収益的収入及び支出、第4条には資本的収入及び支出、第5条には一時借入金、第6条には予定支出の各項経費の金額の流用、第7条には流用禁止項目、第8条には棚卸資産の購入限度額を定めております。

以上で、平成30年度海田町水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で全議案の説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。第13号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから、第24号議案、平成30年度海田町水道事業会計予算までの12議案については、予算委員会に付託して、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第13号議案から第24号議案までの12議案については予算委員会に付託することと決します。

ただいま、佐中議員ほか1名から、町税などの滞納関係等の資料の要求がありました。執行部、提出できますか。総務部長。

○総務部長（丹羽）こちらの方で準備させていただきたいと思います。

○議長（桑原）執行部は提出は可能ということなので、お諮りいたします。

ただいまの資料の提出を求めることについて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。したがって、ただいまの資料提供を認めることにいたします。執行部におかれましては、予算委員会において提出をしてください。

この際、お諮りいたします。予算委員会の審査のため、３月９日から３月18日までの10日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、３月９日から３月18日までの10日間、休会とすることと決めます。

なお、次の会議は３月19日午前９時から開会いたします。

本日はこれにて散会といたします。大変御苦勞さんでした。

午後２時３０分 散会